

令和 9 年度

**静岡県公立高等学校
入学者選抜実施要領**

静岡県教育委員会

令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜関係日程

2月			3月		
1	月		1	月	
2	火		2	火	一家転住等による志願変更受付締切り (午後2時まで)
3	水		3	水	全日制 一般選抜学力検査・(学校独自選抜資料) 定時制 一般選抜学力検査・面接
4	木		4	木	全日制 一般選抜面接・(学校独自選抜資料) (単位制による定時制 面接又は自由表現等) 追検査受検願締切り (午後3時まで)
5	金		5	金	
6	土		6	土	
7	日		7	日	
8	月		8	月	
9	火		9	火	追検査
10	水		10	水	
11	木	建国記念の日	11	木	
12	金		12	金	一般選抜合格者発表 (正午以降) 再募集実施校・募集定員発表
13	土		13	土	
14	日		14	日	
15	月		15	月	
16	火	一般選抜志願受付開始	16	火	再募集志願受付開始
17	水	一般選抜志願受付	17	水	再募集志願受付締切り (午後2時まで)
18	木	一般選抜志願受付締切り (正午まで)	18	木	
19	金		19	金	
20	土		20	土	
21	日		21	日	春分の日
22	月		22	月	振替休日
23	火	天皇誕生日	23	火	再募集面接等
24	水	志願変更受付開始	24	水	
25	木	志願変更受付締切り (正午まで) 一家転住等による志願変更受付開始	25	木	再募集合格者発表 (正午以降)
26	金		26	金	
27	土		27	土	
28	日		28	日	
			29	月	
			30	火	
			31	水	

※ 特別選抜（海外帰国生徒選抜、外国人生徒選抜、長期欠席生徒選抜、連携型選抜、県外生徒特色選抜）の志願受付、選抜等は一般選抜と同じ日程で実施する。

※ 単位制による通信制の課程の願書受付 令和9年3月17日（水）から3月26日（金）
(ただし、県立静岡中央高等学校長が定めた日時とする。)

【単位制による定時制の課程の秋季選抜】
(県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立ふじのくに国際高等学校、県立浜松大平台高等学校)

受付期間	令和9年8月3日（火）から8月4日（水）正午まで
基礎力検査及び自由表現等	令和9年8月17日（火）
追検査	令和9年8月19日（木）
合格者発表	令和9年8月24日（火）正午以降

目 次

令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領

選抜の基本方針	1
---------------	---

《全日制の課程》

I 一般選抜	1
--------------	---

第1 募集定員及び選抜枠	1
--------------------	---

1 募集定員

2 選抜枠

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員	1
---	---

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

2 共通枠定員

第3 志願方法	2
---------------	---

1 志願資格

2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等

3 受付期間

4 志願の手続等

5 県外（海外を含む。）からの志願

第4 志願変更	5
---------------	---

1 志願変更の受付期間

2 志願変更の手続等

3 入学検定料

第5 調査書	7
--------------	---

1 調査書の作成等

2 その他

第6 学力検査	7
---------------	---

1 学力検査対象者

2 学力検査会場

3 学力検査の教科及び配点

4 出題範囲

5 実施期日及び日程

第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断	8
----------------------------	---

1 面接

2 学校独自選抜資料

3 健康診断

第 8	追検査	9
1	実施する選抜資料	
2	受検資格	
3	受検手続	
4	検査会場	
5	実施期日	
第 9	選 抜	10
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
3	傾斜配点	
4	第 2 志望等の選抜	
第 10	合格者の発表	11
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
II	特別選抜	12
II-1	海外帰国生徒選抜	12
第 1	実施校・学科（科）及び募集割合	12
第 2	志願方法	12
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第 3	志願変更	13
第 4	調査書	13
第 5	学力検査	13
第 6	面接及び健康診断	14
1	面接	
2	健康診断	
第 7	追検査	14
第 8	選 抜	14
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第 9	合格者の発表	14
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第 10	その他	14

Ⅱ-2	外国人生徒選抜	15
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	15
第2	志願方法	15
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	17
第4	調査書	17
第5	日本語基礎力検査、面接及び健康診断等	17
1	日本語基礎力検査及び面接	
2	健康診断	
第6	追検査	18
第7	選 抜	18
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第8	合格者の発表	18
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第9	その他	18
Ⅱ-3	長期欠席生徒選抜	19
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	19
第2	志願方法	19
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	志願変更	21
第4	副申書	21
1	副申書の作成	
2	その他	
第5	学力検査	21
第6	面接及び健康診断	21
1	面接	
2	健康診断	
第7	追検査	21

第8 選 抜	22
1 選抜委員会	
2 選抜手順	
第9 合格者の発表	22
1 発表期日	
2 合格通知書の交付	
第10 その他	22
 Ⅱ-4 連携型選抜	 23
第1 実施校・学科（科）及び募集定員	23
第2 志願方法	23
1 志願資格	
2 受付期間	
3 志願の手続等	
第3 志願変更	24
第4 調査書	24
第5 学力検査	24
第6 面接及び健康診断	24
1 面接	
2 健康診断	
第7 追検査	24
第8 選 抜	24
1 選抜委員会	
2 選抜手順	
第9 合格者の発表	25
1 発表期日	
2 合格通知書の交付	
第10 その他	25
 Ⅱ-5 県外生徒特色選抜	 26
第1 実施校・学科（科）及び募集割合	26
第2 志願方法	26
1 志願資格	
2 受付期間	
3 志願の手続等	
第3 志願変更	27
第4 調査書	27
第5 学力検査	27

第6	面接及び健康診断	27
1	面接	
2	健康診断	
第7	追検査	28
第8	選 抜	28
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第9	合格者の発表	28
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第10	その他	28
III	再募集	29
第1	実施校・学科（科）及び募集定員	29
第2	志願方法	29
1	志願資格	
2	志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	面接、作文及び小論文等	30
1	対象者等	
2	実施会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
第4	選 抜	31
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	31
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第6	その他	31

IV その他	32
第1 併設型高等学校における選抜	32
1 実施校・学科（科）及び募集定員	
2 その他	
第2 障害等のある志願者に対する配慮	32
第3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置	33
第4 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	33
第5 他の都道府県へ転居する場合の手続	33
1 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に 転居する場合	
2 その他の地域に転居する場合	
第6 入学者選抜に係る情報の提供及び開示	33
第7 その他	33
第8 照会先	34
1 県内の公立中学校の場合	
2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合	

《学年制による定時制の課程》

I 一般選抜	35
第1 募集定員及び選抜枠	35
1 募集定員	
2 選抜枠	
第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員	35
1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等	
2 共通枠定員	
第3 志願方法	35
1 志願資格	
2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等	
3 受付期間	
4 志願の手続等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第4 志願変更	38
1 志願変更の受付期間	
2 志願変更の手続等	
3 入学検定料	
第5 調査書	40
1 調査書の作成等	
2 その他	
第6 学力検査、作文、面接及び学校独自選抜資料等	40
1 対象者等	
2 検査会場	
3 実施期日及び日程	
4 内容及び方法	
第7 追検査	41
1 実施する選抜資料	
2 受検資格	
3 受検手続	
4 検査会場	
5 実施期日	
第8 選 抜	42
1 選抜委員会	
2 選抜手続	
第9 合格者の発表	42
1 発表期日	
2 合格通知書の交付	

Ⅱ 再募集	43
第1 実施校・学科（科）及び募集定員	43
第2 志願方法	43
1 志願資格	
2 志願することができる学校・学科（科）及び学区	
3 受付期間	
4 志願の手續等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第3 面接、作文及び小論文等	44
1 対象者等	
2 実施会場	
3 実施期日及び日程	
4 内容及び方法	
第4 選 抜	45
1 選抜委員会	
2 選抜手順	
第5 合格者の発表	45
1 発表期日	
2 合格通知書の交付	
第6 その他	45
Ⅲ その他	46
第1 障害等のある志願者に対する配慮	46
第2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置	46
第3 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	46
第4 他の都道府県へ転居する場合の手續	46
第5 入学者選抜に係る情報の提供及び開示	46
第6 その他	47
第7 照会先	47
1 県内の公立中学校の場合	
2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合	

《単位制による定時制の課程》

(県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立ふじのくに国際高等学校、県立浜松大平台高等学校)

I	一般（春季）選抜	48
第1	募集定員及び選抜枠	48
1	募集定員	
2	選抜枠	
第2	学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員	48
1	学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等	
2	共通枠定員	
第3	志願方法	48
1	志願資格	
2	志願することができる学校、学科及び通学区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第4	志願変更	50
第5	調査書	50
第6	学力検査、作文、面接、自由表現及び学校独自選抜資料等	50
1	対象者等	
2	検査会場	
3	実施期日及び日程	
4	内容及び方法	
5	健康診断	
6	その他	
第7	追検査	52
第8	選 抜	52
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第9	合格者の発表	53
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
II	再募集	53

Ⅲ 秋季選抜	54
第1 募集定員	54
第2 志願方法	54
1 志願資格	
2 志願することができる学校、学科及び学区	
3 受付期間	
4 志願の手續等	
5 県外（海外を含む。）からの志願	
第3 調査書	55
第4 基礎力検査、作文及び面接、自由表現等	55
1 基礎力検査、作文及び面接、自由表現の対象者	
2 検査会場	
3 実施期日及び日程	
4 内容及び方法	
5 健康診断	
6 その他	
第5 追検査	57
第6 選 抜	57
1 選抜委員会	
2 選抜手順	
第7 合格者の発表	57
1 発表期日	
2 合格通知書の交付	
Ⅳ その他	57
第1 入学願書等の請求方法	57
第2 障害等のある志願者に対する配慮	57
第3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置	58
第4 入学者選抜に係る情報の提供及び開示	58
第5 その他	58
第6 照会先	58

《単位制による通信制の課程》

(県立静岡中央高等学校)

第1	募集定員	59
第2	志願方法	59
1	志願資格	
2	志願することができる学科及び通学区域	
3	受付期間	
4	志願の手続等	
5	県外（海外を含む。）からの志願	
第3	学力検査	60
第4	選 抜	60
1	選抜委員会	
2	選抜手順	
第5	合格者の発表	60
第6	その他	61
1	入学願書等の請求方法	
2	照会先	
3	その他	
【別記】	一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い	62
1	志願先高等学校の変更	
2	合格後における入学先高等学校の変更	

《県立焼津水産高等学校専攻科》

第1	募集定員	63
第2	志願方法	63
1	志願資格	
2	受付期間	
3	志願の手続等	
第3	小論文及び面接	64
1	小論文及び面接の対象者	
2	検査会場	
3	実施期日及び日程	
4	実施方法等	
第4	選 抜	65
1	選抜委員会	
2	選抜手順	

第5	合格者の発表	65
1	発表期日	
2	合格通知書の交付	
第6	再募集	65
1	受付期間	
2	実施期日及び日程	
3	合格者の発表	
第7	その他	66
1	入学願書等の請求方法	
2	照会先	
3	その他	

各種様式等

各種様式等	67
-------------	----

付 属 資 料

付属資料	93
------------	----

選抜の基本方針

令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜は、この実施要領の定めるところにより実施する。

ただし、沼津、富士、静岡及び浜松の各市立高等学校における入学者選抜については、本実施要領に準じて行われるほか、当該市教育委員会が別に定めるところによる。

各高等学校長は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定し、合格者を決定する。

《全日制の課程》

I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠

1 募集定員

各高等学校の学科（科）（学科とは大学科、科とは小学科をそれぞれ示す（付属資料1及び2参照）。）ごとの募集定員は、一般選抜と特別選抜（「Ⅱ 特別選抜」参照）を合わせた人数として、別に公示する。

2 選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定める（付属資料3参照）。

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜及び特別選抜における合格者数を除いた人数とする。

第3 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等

(1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。ただし、学科（科）が2以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科（科）を併願することができる。

なお、学校裁量枠においては、併願を実施する学校を志願する者が併願を希望する場合には、第2志望の科まで選抜の対象となる。

また、くくり募集（2以上の科を一括して募集する。）を実施している場合は、くぐられている科を1科とみなす。

併願することができる学科（科）の数は、高等学校ごとに定める（付属資料4参照）。

イ 志願者は、特別選抜と併願することはできない。

ウ 志願者は、他の課程を併願することはできない。

エ 志願者は、本校と分校等（県立天竜高等学校春野校舎を含む。以下同じ。）を併願することはできない。

(2) 学校裁量枠

志願者は、学校裁量枠において希望者を対象とする選抜段階を設定する学校・学科（科）に志願する場合、希望者を対象とする選抜段階の1つにのみ志願することができる。ただし、「中学校における学習」を含んで、選抜段階が2以上ある学校に志願する場合は、「中学校における学習」を併願することができる。

(3) 通学区域（以下「学区」という。）

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年2月16日（火）から令和9年2月18日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システム（以下「Web 出願システム」という。）を通じて行う。

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、在学する中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目

② 入学検定料 2,200 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

③ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校卒業者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目

② 入学検定料 2,200 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

③ 本人の写真

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和 9 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。

④ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

なお、令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第 95 条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準ずる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上のもので、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第 4 号）を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が作成し、Web 出願システムに登録する。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の志願に必要となる情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（様式第 1 号）に示す項目

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の12月31日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要な情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（様式第1号）に示す項目

(イ) 高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要な情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し

② 高等学校等における学習と行動の記録（様式第5号）

(3) 高等学校長による措置

志願に必要な情報を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

(1) 志願資格

県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者のうち、志願できるのは次のアからオの場合に限る。

ア 一家転住等の場合

保護者が県内に居住している場合又は近く保護者と共に県内に転住することが明らかな場合等、県内公立高等学校への志願の理由が妥当である場合

ただし、海外帰国生徒（「Ⅱ－1 海外帰国生徒選抜の第2志願方法の1」に示す者）等で、保護者が引き続き海外に居住する場合は、県内に居住している身元保証人のある者に限る。

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合

通学の便宜上、本県の最寄りの公立高等学校へ志願することが妥当である場合

ウ 水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している場合

水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している者が、県立焼津水産高等学校へ志願する場合（事前に県教育委員会高校教育課及び県立焼津水産高等学校長に問い合わせて、志願資格の確認を求めること。）

エ 県外生徒特色選抜へ志願する場合

県外生徒特色選抜（「Ⅱ－5 県外生徒特色選抜」を参照）を実施する県立伊豆総合高等学校土肥分校、県立川根高等学校又は県立浜松湖北高等学校佐久間分校を志願する場合

オ 保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合（付属資料12のとおり、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせて、志願資格の確認を求めること。）

(2) 添付書類等

県外からの志願に際し、上記4の(1)及び(2)に示す志願に必要な情報等のほか、次の書類を提出する。

ア 一家転住等の場合

① 本人が県外の公立高等学校を併願しないことを証明する書面（以下「併願しないことの証明書」（様式第6号）という。）

- ② 本人が県内の公立高等学校を志願することが妥当であることを証明する書面（例えば、転勤命令書（保護者が、県内の事業所等へ令和9年4月ごろ転勤するように、内命を受けた場合）、住民票（保護者が既に県内に居住している場合）、建築確認通知書（自宅を県内に新築している場合）、中学校長による証明書（転勤命令書、住民票又は建築確認通知書を提出できない場合（様式自由））等）

なお、その理由が妥当なものであるか否かは、志願先高等学校長が判断する。

- ③ 身元保証承諾書（様式第16号）（海外帰国生徒等で、身元保証人が必要な場合のみ。）
- イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合
併願しないことの証明書（様式第6号）
- ウ 水産に関する学科（科）を設置していない都道府県に居住している場合
併願しないことの証明書（様式第6号）
- エ 県外生徒特色選抜へ志願する場合
併願しないことの証明書（様式第6号）
- オ 保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合
併願しないことの証明書（様式第6号）

(3) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における9年目の課程を、令和9年3月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記4の(1)のイの規定に準ずることに加え、次のとおりとするほか、志願先高等学校に問い合わせその指示を受ける。

上記4の(2)のアの調査書に示す項目に係る情報は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

(4) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、保護者の転勤等の理由により県内に保護者と共に転住することが、令和9年2月下旬以降に決まり、一般選抜の受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に志願の受付を認める。

令和9年2月25日（木）から令和9年3月2日（火）午後2時まで
（2月27日（土）、2月28日（日）を除く。）

なお、この場合の手続等については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受ける。

第4 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、課程、学科（科）及び併願した学科（科）の志望順位を1回に限り変更することができる（一般選抜と特別選抜の間の変更、本校と分校等の変更及び希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階の変更を含む。）。

1 志願変更の受付期間

志願変更の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年2月24日（水）から令和9年2月25日（木）正午まで

2 志願変更の手続等

志願変更の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

(1) 同一高等学校内で志願変更をする場合

志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して志願先高等学校長に次の志願変更に必要なとなる情報を提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 入学検定料（下記 3 の(1)のイの(ア)の場合のみ）
- ③ 実技検査等に関する事前調査項目（志願変更により必要となった場合）

(2) 異なる高等学校間で志願変更をする場合

ア 志願変更者は、中学校長等を経由して新志願先高等学校長に次の志願変更に必要なとなる情報を提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 入学検定料（下記 3 の(1)のイの(ア)又は(2)の場合のみ）
- ③ 実技検査等に関する事前調査項目（新志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校長等は、新志願先高等学校長に次の情報を提出する。

調査書（様式第 1 号）に示す項目

ウ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第 3 志願方法の 4 の(1)のエ」に準じて、次の書類を提出する。

自己申告書（様式第 4 号）

3 入学検定料

(1) 県立高等学校間の志願変更の場合

ア 同一の課程間

新たに入学検定料を納入する必要はない。

イ 異なる課程間

(ア) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検定料の差額 1,250 円分を Web 出願システム上の案内に従って納入する。

(イ) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、新たに入学検定料を納入する必要はない。

なお、入学検定料の差額は返さない。

(2) 設置者の異なる公立高等学校間（県立高等学校と市立高等学校との間）の志願変更の場合

ア 市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する場合

新たに所定の入学検定料を Web 出願システム上の案内に従って納入する。

イ 県立高等学校から市立高等学校へ志願変更する場合

当該市の定めるところによる。

第5 調査書

1 調査書の作成等

(1) 調査書の作成

調査書（様式第1号）は、中学校長が作成する。

(2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合

提出する調査書（様式第1号）の様式については、原則として本県の様式により、中学校長が作成する。

(3) 調査書作成委員会

調査書（様式第1号）の作成に当たっては、中学校長は校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、記載内容の信頼性、客観性を高め、的確に記載しなければならない。

2 その他

(1) 高等学校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。

(2) 調査書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第6 学力検査

1 学力検査対象者

志願者全員

2 学力検査会場

志願先高等学校

3 学力検査の教科及び配点

国語、社会、数学、理科及び英語（放送による問題を含む。）の5教科（各教科50点満点）

4 出題範囲

学力検査の問題は、中学校までの学習内容を踏まえた、基礎的・基本的なものとし、各教科の目標に即して、知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度を広く検査できるように出題する。

5 実施期日及び日程

令和9年3月3日（水）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	国 語
10:10 ～ 11:00	50 分	数 学
11:15 ～ 12:05	50 分	英 語
12:55 ～ 13:45	50 分	社 会
14:00 ～ 14:50	50 分	理 科

第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断

1 面 接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日

令和9年3月4日（木）

(4) 内容及び方法

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

ただし、高等学校長が必要と認める学校・学科（科）においては、与えられたテーマに沿ったグループ面接等の特色ある面接を実施することができる（付属資料5及び5の2参照）。

2 学校独自選抜資料

高等学校長が必要と認める学校・学科（科）においては、学校裁量枠において、学校独自の選抜資料（以下「学校独自選抜資料」という。）を用いることができる（付属資料3参照）。

(1) 対象者

学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者（全員を対象とする学校裁量枠の選抜段階において、学校独自選抜資料を用いる場合を含む。）

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程等

令和9年3月3日（水）、3月4日（木）のいずれかの日、又は両日において実施する。

日程の詳細については、実施校ごとに定め、志願状況に応じて、受付開始時刻等を変更する場合がある。

(4) 内容及び方法

学校独自選抜資料の内容及び方法は、以下により、実施校ごとに定める。

ア 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

イ 小論文

小論文は、主として、与えられた資料に基づき、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度等をみるものとする。

ウ 実技検査

実技検査は、主として、音楽、美術、保健体育、技術・家庭等の分野の適性・技能・表現力、活動意欲をみるものとする。

エ その他

特に必要とする場合に実施するものとし、学力検査及び面接とは異なる観点のものとする。

3 健康診断

健康診断は、志願先高等学校において特に必要と認めた場合に限り、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

第8 追検査

1 実施する選抜資料

学力検査、面接及び募集定員のすべてを学校裁量枠で選抜する学校・学科（科）における学校独自選抜資料とする。

2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、面接等を受けることができなかった者

3 受検手続

追検査の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

追検査の受検を希望する者は、令和9年3月4日（木）午後3時までに追検査受検願（様式第11号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、その指示を受ける。

4 検査会場

志願先高等学校

5 実施期日

令和9年3月9日（火）

第9 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

なお、特別選抜を実施する高等学校にあっては、特別選抜における合格者を決定した後、一般選抜における合格者を決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査の結果、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料3参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた場合には、選抜段階の順（付属資料3参照）に、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者（以下「共通枠対象者」という。）として、調査書、学力検査及び面接の結果等を、次のアからウまでの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

ア（第1段階）

調査書の学習の記録における9教科の評定合計の上位から共通枠定員までの者を対象とし、学力検査の5教科の得点合計の上位から共通枠定員の75%程度までの者を合格者とする。

ただし、共通枠倍率（共通枠対象者数を共通枠定員で除した値）が1.1倍以下の学校・学科（科）においては、「共通枠定員までの者」を「共通枠対象者数の90%までの者」に読み替えるものとする。

なお、調査書の学習の記録以外の記載事項、面接の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

イ（第2段階）

アによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の学習の記録以外の記載事項及び面接の結果により共通枠定員の10%程度の者を合格者とする。

ただし、調査書の学習の記録、学力検査の結果等を考慮し、対象から除くことができる。

ウ（第3段階）

ア及びイによる合格者を除いた共通枠対象者を対象とし、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査し、共通枠定員の15%程度の者を合格者とする。

なお、共通枠対象者数が共通枠定員に満たない場合においては、上記(2)のア、イ、ウによる合格者の割合は、「共通枠定員」を「共通枠対象者数」に読み替えた人数とする。

また、上記(2)のア、イ、ウにおける合格者の割合は、共通枠定員の規模や学力検査の結果等により、前後10%の範囲内において、各高等学校の裁量とする。

3 傾斜配点

専門学科において、高等学校長が必要と認める場合には、共通枠の選抜に際し、調査書の学習の記録の評定又は学力検査の結果について、特定の教科に重きを置いた傾斜配点により、選抜のための資料を作成し、選抜を行うことができる（付属資料5参照）。

なお、傾斜配点により、重きを置くことができる倍率は2倍までとする。

4 第2志望等の選抜

併願した第2志望等の学科に関する選抜は、上記2の(2)のウにおいて行うか、又は上記2の(2)のアから行うことができる（付属資料4参照）。

なお、併願した第2志望等の科に関する選抜は、上記の2の(2)のウにおいて行う（付属資料4参照）。

第10 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月12日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

Ⅱ 特別選抜

Ⅱ－１ 海外帰国生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集割合

海外帰国生徒選抜実施校・学科（科）及び別に公示する募集定員に対する海外帰国生徒選抜の募集割合については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集割合
県立熱海高等学校	普 通	若干名
県立三島南高等学校	普 通	若干名
県立沼津城北高等学校	普 通	若干名
県立吉原高等学校	国 際	若干名
県立富士東高等学校	普 通	若干名
静岡市立清水桜が丘高等学校	普 通	若干名
県立静岡城北高等学校	普 通	若干名
	グローバル	若干名
静岡市立高等学校	普 通	若干名
県立清流館高等学校	普 通	若干名
県立袋井高等学校	普 通	若干名
県立浜松北高等学校	国 際	若干名
県立浜松南高等学校	普 通	若干名
	理 数	若干名
県立浜松湖東高等学校	普 通	若干名
県立浜松湖南高等学校	英 語	若干名
浜松市立高等学校	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)のア及びイに該当する者とする。

- (1) 令和９年３月に中学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者

- (4) ア 日本国籍を有し、保護者と共に海外に居住していたか、又は居住している者
イ 上記アの居住の期間が継続して1年を超え、令和6年4月以降に帰国したか、又は令和9年3月までに帰国を予定している者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

(1) 学校・学科（科）

志願者は、海外帰国生徒選抜実施校・学科（科）のうち、1学校の1学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年2月16日（火）から令和9年2月18日（木）正午まで

4 志願の手続等

「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の4」に準ずる。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

第3 志願変更

「Ⅰ一般選抜の第4志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「Ⅰ一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「Ⅰ一般選抜の第6学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面 接

「I 一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第9 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月12日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第10 その他

上記以外の事項については、「I 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ-2 外国人生徒選抜

第1 実施校・学科（科）及び募集定員

外国人生徒選抜実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立裾野高等学校	総 合	若干名
県立富士宮東高等学校	普 通	若干名
県立駿河総合高等学校	総 合	若干名
県立横須賀高等学校	普 通	若干名
県立小笠高等学校	総 合	若干名
県立遠江総合高等学校	総 合	若干名
県立浜松江之島高等学校	普 通	10%程度
県立浜松東高等学校	普 通	若干名
	総合ビジュアル	若干名
	情報ビジュアル	若干名
県立新居高等学校	普 通	若干名

第2 志願方法

1 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校を卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 外国籍を有し、令和6年4月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在している者。また、入国が令和6年4月直前であっても、高校教育課が志願資格を認めることがある。ただし、令和6年4月よりも前に入国歴がある場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、志願資格の確認を求めること。

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

(1) 学校・学科（科）

志願者は、外国人生徒選抜実施校・学科（科）のうち、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

(1) 志願者による手続

志願者は、次の志願に必要となる情報を、在学する中学校長（中学校卒業者は出身中学校長）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目

② 入学検定料 2,200 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

③ 外国籍を有し、令和 6 年 4 月以降に入国し、その後引き続き保護者と共に日本に滞在していることを証明する書面（パスポート、外国人登録証明書、在留カード等の写し）

④ 本人の写真（中学校（日本人学校を含む。）を卒業見込みの者以外）

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和 9 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。

なお、欠席等の状況について説明することを希望する者は、自己申告書（様式第 4 号）を提出することができる（「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 4 の(1)のエ」参照）。

(2) 中学校長等による手続

中学校長等は、上記(1)の志願に必要となる情報のほか、次の情報及び書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（様式第 1 号）に示す項目

② 日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見（様式第 12 号）

(3) 高等学校長による措置

志願に必要となる情報を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「I 一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

第3 志願変更

「I 一般選抜の第4志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「I 一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 日本語基礎力検査、面接及び健康診断等

1 日本語基礎力検査及び面接

(1) 対象者

志願者全員

(2) 実施会場

志願先高等学校

(3) 実施期日及び日程

令和9年3月3日（水）

日 程	実 施 内 容
8:30 ～	受 付
9:00 以降	日本語基礎力検査 面 接

なお、日程の詳細については、実施校ごとに定める。

(4) 内容及び方法

ア 日本語基礎力検査

日本語基礎力検査は、口頭による聞き取り、作文及び日本語についての理解の程度を問う基礎的なものとし、基礎的な学力を測る問題を含む。

なお、検査実施の細部については、実施校ごとに定める。

イ 面 接

面接は、調査書、日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

なお、面接は日本語で行う（付属資料5の2参照）。

2 健康診断

「Ⅰ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第6 追検査

「Ⅰ一般選抜の第8追検査」に準ずることとし、実施する選抜資料は、日本語基礎力検査及び面接とする。

第7 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見、日本語基礎力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第8 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月12日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第9 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－３ 長期欠席生徒選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立伊豆総合高等学校土肥分校	普 通	若干名
県立天竜高等学校春野校舎	普 通	若干名

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。

- (1) 令和９年３月に中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上の方

なお、学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

２ 志願することができる学校・学科（科）及び学区

- (1) 志願することができる学校・学科（科）

志願者は、長期欠席生徒選抜実施校・学科（科）のうち、１学校の１学科（科）についてのみ志願することができる。

なお、一般選抜と併願することはできない。

- (2) 学区

県内全域とする。

３ 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、在学する中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 自己申告書（様式第 4 号）
- ③ 入学検定料 2,200 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

イ 中学校卒業者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 自己申告書（様式第 4 号）
- ③ 入学検定料 2,200 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

④ 本人の写真

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和 9 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。

なお、令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の志願に必要となる情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

副申書（様式第 13 号）

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(ア) 高等学校を入学年度の 12 月 31 日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要となる情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

副申書（様式第 13 号）

(イ) 高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要となる情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

- ① 副申書（様式第 13 号）（出身中学校長が作成したもの）
- ② 高等学校等における学習と行動の記録（様式第 5 号）

(3) 高等学校長による措置

志願に必要な情報を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「I 一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。

第 3 志願変更

「I 一般選抜の第 4 志願変更」に準ずる。

第 4 副申書

1 副申書の作成

副申書（様式第 13 号）は、中学校長が作成する。

2 その他

- (1) 高等学校長は、副申書の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。
- (2) 副申書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第 5 学力検査

「I 一般選抜の第 6 学力検査」に準ずる。

第 6 面接及び健康診断

1 面接

面接は、自己申告書、副申書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う（付属資料 5 の 2 参照）。

2 健康診断

「I 一般選抜の第 7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の 3」に準ずる。

第 7 追検査

「I 一般選抜の第 8 追検査」に準ずる。

第 8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、自己申告書、副申書、面接及び学力検査の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 10 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－４ 連携型選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集定員

連携型選抜は、連携型中高一貫教育校等の高等学校において実施する。実施校・学科（科）及び募集定員については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集定員
県立松崎高等学校	普 通	定めない
県立川根高等学校	共 創	定めない
県立浜松湖北高等学校佐久間分校	普 通	定めない

第２ 志願方法

１ 志願資格

下記(1)、(2)又は(3)とし、一般選抜と併願することはできない。

(1) 県立松崎高等学校

令和９年３月に松崎町立松崎中学校及び西伊豆町立西伊豆中学校のいずれかを卒業見込みの者

(2) 県立川根高等学校

令和９年３月に島田市立川根中学校、川根本町立三ツ星学園及び川根本町立光の森学園のいずれかを卒業見込みの者

(3) 県立浜松湖北高等学校佐久間分校

令和９年３月に浜松市立佐久間中学校及び浜松市立水窪中学校のいずれかを卒業見込みの者

２ 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和９年２月１６日（火）から令和９年２月１８日（木）正午まで

３ 志願の手続等

「Ⅰ 一般選抜の第３志願方法の４」に準ずる。

第3 志願変更

「I 一般選抜の第4 志願変更」に準ずる。

第4 調査書

「I 一般選抜の第5 調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「I 一般選抜の第6 学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面接

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

2 健康診断

「I 一般選抜の第7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第7 追検査

「I 一般選抜の第8 追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 10 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ 一般選抜」の各項の規定による。

Ⅱ－５ 県外生徒特色選抜

第１ 実施校・学科（科）及び募集割合

県外生徒特色選抜は、県外に居住している者を対象に、県教育委員会が指定した高等学校において実施する。実施校・学科（科）及び別に公示する募集定員に対する県外生徒特色選抜の募集割合については、以下のとおりとする。

実 施 校	学 科（科）	募集割合
県立伊豆総合高等学校土肥分校	普 通	14％程度
県立川根高等学校	共 創	15％程度
県立浜松湖北高等学校佐久間分校	普 通	15％程度

第２ 志願方法

１ 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、(4)に該当する者とする。
なお、一般選抜と併願することはできない。

- (1) 令和９年３月に中学校卒業見込みの者
- (2) 中学校卒業生
- (3) 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第９５条の各号のいずれかに該当する者
- (4) 県外に居住している者

なお、学校教育法施行規則第９５条第５号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

２ 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和９年２月１６日（火）から令和９年２月１８日（木）正午まで

３ 志願の手続等

「Ⅰ一般選抜の第３志願方法の４及び５」に準ずる。

第3 志願変更

静岡県内の公立高等学校への志願変更は、認めない。

第4 調査書

「Ⅰ一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第5 学力検査

「Ⅰ一般選抜の第6学力検査」に準ずる。

第6 面接及び健康診断

1 面接

- (1) 対象者
志願者全員
- (2) 実施会場
志願先高等学校
- (3) 実施期日及び日程
令和9年3月3日（水）

日 程	実 施 内 容
15:00 ～	志願理由書等の記入

なお、志願理由書等の様式については、実施校が定める。

令和9年3月4日（木）

日 程	実 施 内 容
8:30 ～	受 付
9:00 以降	面 接

なお、日程の詳細については、実施校が定める。

- (4) 内容及び方法
面接は、調査書の記載事項及び志願理由書等に記入した内容に関連して志願先高等学校の特色ある教育内容についての理解、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び進路、特技等に関する質問に対して、口答により行う（付属資料5の2参照）。

2 健康診断

「Ⅰ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

第 7 追検査

「Ⅰ一般選抜の第 8 追検査」に準ずる。

第 8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

第 10 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅲ 再募集

一般選抜及び特別選抜の結果、合格者数が別に公示する募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

第 1 実施校・学科（科）及び募集定員

再募集を実施する学校・学科（科）及び募集定員は、令和 9 年 3 月 12 日（金）午後 4 時以降に発表する。

第 2 志願方法

1 志願資格

志願者は、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 1」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜に志願した場合
県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者を含む。）
- (2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合
県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者

ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5 の(1)のアからウ」に該当する者に限る。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

(1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、再募集を実施する学校・学科（科）のうち、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる。ただし、再募集を実施する学科（科）が 2 以上ある学校に志願する場合は、志望順位を付して、学科（科）を併願することができる。

なお、くくり募集を実施している場合は、くくられている科を 1 科とみなす。

また、併願することができる学科（科）の数は学校ごとに定める（付属資料 4 参照）。

イ 他の課程を併願することはできない。

ウ 本校と分校等を併願することはできない。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和9年3月16日（火）から令和9年3月17日（水）午後2時まで

4 志願の手続等

志願の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

次の(1)～(2)以外については、一般選抜の志願の手続等に準ずる。

(1) 志願者は、入学願書〔再募集用〕（様式第14号）に示す項目に係る情報を提出する。

(2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書（様式第15号）を提出する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

ただし、「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5の(1)のエ及びオ」を除く。

第3 面接、作文及び小論文等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、作文又は小論文のうち一方を実施校が選択して用いる（付属資料6参照）。

なお、実技検査及び健康診断については、「Ⅰ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の2の(4)のウ及び3」に準ずる。

2 実施会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和9年3月23日（火）

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 9:50	50 分	作文又は小論文
作文又は小論文終了後	—	面 接

4 内容及び方法

(1) 面接

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

(2) 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

(3) 小論文

小論文は、主として、与えられた資料に基づき、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度等をみるものとする。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、面接及び作文（小論文）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第5 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月25日（木）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第6 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅳ その他

第 1 併設型高等学校における選抜

1 実施校・学科（科）及び募集定員

(1) 併設型高等学校における選抜の実施校・学科（科）は、次のとおりとする。

実 施 校	学 科 (科)
沼津市立沼津高等学校	普 通
県立清水南高等学校	普 通
	芸 術
県立浜松西高等学校	普 通

(2) 当該高等学校に係る併設型中学校の生徒のうち、当該高等学校に入学を希望し、入学意思確認書（様式は当該高等学校長が定める。）を提出した者（以下、「入学予定者」という。）については、入学者の選抜は行わない。

入学意思の確認は、令和 8 年 11 月 27 日（金）までに実施校において行う。

なお、入学予定者のうち、他の高等学校等の入学者選抜に志願する者は、入学予定者としての資格を失う。

(3) 募集定員は、別に公示する第 1 学年生徒定員とし、定員の中には当該高等学校に係る併設型中学校からの入学予定者数を含むものとする。

2 その他

併設型高等学校における入学者選抜については、「Ⅰ 一般選抜」の各項の規定による。

第 2 障害等のある志願者に対する配慮

一般選抜及び特別選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第 17 号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

一般選抜及び特別選抜においては、令和 9 年 2 月 10 日（水）までに提出する。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、令和 9 年 2 月 19 日（金）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第 18 号）により通知する。

再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

第3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置について」（付属資料 10 参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

第4 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

一家転住等による志願変更・入学変更については、【別記】「一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い」による。

なお、この「一家転住等による志願変更」は、「Ⅰ一般選抜の第4志願変更」とは受付期間及び手続等が異なるので注意すること。

第5 他の都道府県へ転居する場合の手続

1 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に転居する場合

- (1) 通学の便宜上、本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当な場合
「Ⅰ一般選抜の第3志願方法の5県外（海外を含む。）からの志願」による。
- (2) 転居先都県の公立高等学校へ志願する場合
転居先都県教育委員会の規程による。

2 その他の地域に転居する場合

転居先都道府県（市）教育委員会の規程による。

その際、本県教育長の証明が必要な場合は、「県外公立高等学校志願に関する証明書交付願」（様式第19号）により、中学校長等を通して高校教育課へ願い出る。

第6 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する（付属資料 11 参照）。

第7 その他

不測の事態の発生により、Web 出願システムによる志願の手続等を行うことができない場合の対応については、県教育委員会が別に定めるところによる。

その他、必要な事項については、追って示す。

第8 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明の点があった場合は、次に掲げる各課等（班）に照会すること。

1 県内の公立中学校の場合

- (1) 県内東部の公立中学校
静東教育事務所地域支援課
（郵便番号 410-0055 沼津市高島本町 1－3 電話番号 055-920-2245）
- (2) 県内中部及び西部（静岡市及び浜松市を除く。）の公立中学校
静西教育事務所地域支援課
（郵便番号 436-0294 掛川市富部 456 電話番号 0537-29-5533）
- (3) 静岡市内の公立中学校
静岡市教育委員会学校教育課
（郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6－8 電話番号 054-354-2521）
- (4) 浜松市内の公立中学校
浜松市教育センター
（郵便番号 433-8104 浜松市中央区東三方町 143-4 電話番号 053-439-3140）

2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班
（郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9－6 電話番号 054-221-3114）

《学年制による定時制の課程》

I 一般選抜

第1 募集定員及び選抜枠

1 募集定員

各高等学校の学科（科）（付属資料2参照）ごとの募集定員は、別に公示する。

2 選抜枠

一般選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定める（付属資料3参照）。

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜における合格者数を除いた人数とする。

第3 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校・学科（科）及び通学区域等

(1) 学校・学科（科）

ア 志願者は、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる（付属資料 2 参照）。

イ 志願者は、他の課程を併願することはできない。

(2) 学校裁量枠

志願者は、学校裁量枠において希望者を対象とする選抜段階を設定する学校・学科（科）に志願する場合、希望者を対象とする選抜段階の 1 つにのみ志願することができる。ただし、「中学校における学習」を含んで、選抜段階が 2 以上ある学校に志願する場合は、「中学校における学習」を併願することができる。

(3) 通学区域（以下「学区」という。）

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システム（以下「Web 出願システム」という。）を通じて行う。

(1) 志願者による手続

ア 中学校卒業見込みの者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、在学する中学校の校長（以下「中学校長」という。）を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目

② 入学検定料 950 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

③ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校卒業者

志願者は、次の志願に必要となる情報を、出身中学校長を経由して志願先高等学校長に提出する。ただし、高等学校を入学年度の 1 月 1 日以降に退学（第 2 学年以上の退学を含む。）した者は、退学した高等学校の校長を経由して志願先高等学校長に提出する。

① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目

② 入学検定料 950 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

③ 本人の写真

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和9年1月1日以降に撮影したもの。

④ 実技検査等に関する事前調査項目（志願先高等学校が提出を求めている場合）

なお、令和3年3月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

上記イに準ずる。

エ 欠席等の状況について説明することを希望する者

上記ア、イ又はウの者において、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第3学年でおおむね30日以上又は3年間でおおむね90日以上で、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第4号）を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が作成し、Web出願システムに登録する。

(2) 中学校長等による手続

ア 中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者（下記イ以外の者）の場合

中学校長は、志願者から提出された上記(1)の志願に必要なとなる情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（様式第1号）に示す項目

イ 高等学校在学者又は高等学校中途退学者の場合

高等学校在学者は、現に在学する高等学校を退学して出願しなければならない。

(イ) 高等学校を入学年度の12月31日以前に退学して出願する場合

出身中学校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要なとなる情報のほか、次の情報を志願先高等学校長に提出する。

調査書（様式第1号）に示す項目

(イ) 高等学校を入学年度の1月1日以降に退学（第2学年以上の退学を含む。）して出願する場合

当該志願者が退学した高等学校の校長は、志願者から提出された上記(1)のイの志願に必要なとなる情報のほか、次の書類を志願先高等学校長に提出する。

① 調査書（過年度に提出されたもの）の写し

② 高等学校等における学習と行動の記録（様式第5号）

(3) 高等学校長による措置

志願に必要なとなる情報を受理した高等学校長は、受検票を交付する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

(1) 志願資格

県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者のうち、志願できるのは次のアからウの場合に限る。

ア 県内就職等の場合

県内に勤務若しくは居住しているか又は近く県内に就職若しくは居住することが確実に見込まれる場合

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合
通学の便宜上、本県の最寄りの公立高等学校へ志願することが妥当である場合

ウ 学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合（付属資料 12 のとおり、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、志願資格の確認を求めること。）

(2) 添付書類等

県外からの志願に際し、上記 4 の(1)及び(2)に示す志願に必要となる情報等のほか、次の書類を提出する。

ア 県内就職等の場合

- ① 本人が県外の公立高等学校を併願しないことを証明する書面（以下「併願しないことの証明書」（様式第 6 号）という。）
- ② 本人が県内の公立高等学校を志願することが妥当であることを証明する書面（例えば、事業所の証明書（本人が、県内の事業所等へ就職する場合）、住民票（本人が既に県内に居住している場合）、建築確認通知書（自宅を県内に新築している場合）、中学校長による証明書（事業所の証明書、住民票又は建築確認通知書を提出できない場合（様式自由））等）

なお、その理由が妥当なものであるか否かは、志願先高等学校長が判断する。

イ 神奈川、山梨、長野、愛知の各県及び東京都の本県に隣接する地域に居住している場合併願しないことの証明書（様式第 6 号）

ウ 学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合併願しないことの証明書（様式第 6 号）

(3) 提出書類の特例

外国において、学校教育（日本人学校を除く。）における 9 年目の課程を、令和 9 年 3 月までに修了した者又は修了見込みの者が志願する場合は、上記 4 の(1)のイの規定に準ずることに加え、次のとおりとするほか、志願先高等学校に問い合わせその指示を受ける。

上記 4 の(2)のアの調査書に示す項目に係る情報は、成績を証明する書類及び出席状況を記録した書類をもって代えることができる。

なお、これらの書類は、英文のものでもよい。

(4) 受付期間の特例

県外の高等学校に出願している者（既に受検した者は除く。）が、県内に勤務又は転住することが、令和 9 年 2 月下旬以降に決まり、一般選抜の受付期間に出願することができなかった場合は、次の期間に志願の受付を認める。

令和 9 年 2 月 25 日（木）から令和 9 年 3 月 2 日（火）午後 2 時まで
（2 月 27 日（土）、2 月 28 日（日）を除く。）

なお、この場合の手續等については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受ける。

第 4 志願変更

一般選抜における受付期間に出願した者は、受付締切り後において、学校、課程、学科（科）及び併願した学科（科）の志望順位を 1 回に限り変更することができる（一般選抜と特別選抜の間の変更、本校と分校等の間の変更及び希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階の変更を含む。）。

1 志願変更の受付期間

志願変更の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 24 日（水）から令和 9 年 2 月 25 日（木）正午まで

2 志願変更の手続等

志願変更の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

(1) 同一高等学校内で志願変更をする場合

志願変更を希望する者（以下「志願変更者」という。）は、中学校長等を経由して志願先高等学校長に次の志願変更に必要なとなる情報を提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 入学検定料（下記 3 の(1)のイの(イ)の場合のみ）
- ③ 実技検査等に関する事前調査項目（志願変更により必要となった場合）

(2) 異なる高等学校間で志願変更をする場合

ア 志願変更者は、中学校長等を経由して新志願先高等学校長に次の志願変更に必要なとなる情報を提出する。

- ① 入学願書（様式第 9 号）に示す項目
- ② 入学検定料（下記 3 の(1)のイの(イ)又は(2)の場合のみ）
- ③ 実技検査等に関する事前調査項目（新志願先高等学校が提出を求めている場合）

イ 中学校長等は、新志願先高等学校長に次の情報を提出する。

調査書（様式第 1 号）に示す項目

ウ 欠席等の状況について説明することを希望する者は、「第 3 志願方法の 4 の(1)のエ」に準じて、次の書類を提出する。

自己申告書（様式第 4 号）

3 入学検定料

(1) 県立高等学校間の志願変更の場合

ア 同一の課程間

新たに入学検定料を納入する必要はない。

イ 異なる課程間

(ア) 全日制の課程から定時制の課程に志願変更する場合は、新たに入学検定料を納入する必要はない。

なお、入学検定料の差額は返さない。

(イ) 定時制の課程から全日制の課程に志願変更する場合は、入学検定料の差額 1,250 円分を Web 出願システム上の案内に従って納入する。

(2) 設置者の異なる公立高等学校間（県立高等学校と市立高等学校との間）の志願変更の場合

ア 市立高等学校から県立高等学校へ志願変更する場合

新たに所定の入学検定料を Web 出願システム上の案内に従って納入する。

イ 県立高等学校から市立高等学校へ志願変更する場合

当該市の定めるところによる。

第5 調査書

1 調査書の作成等

(1) 調査書の作成

調査書（様式第1号）は、中学校長が作成する。

(2) 県外の中学校（日本人学校を含む。）卒業見込みの者の場合

提出する調査書（様式第1号）の様式については、原則として本県の様式により、中学校長が作成する。

(3) 調査書作成委員会

調査書（様式第1号）の作成に当たっては、中学校長は校長を委員長とする調査書作成委員会を設け、記載内容の信頼性、客観性を高め、的確に記載しなければならない。

2 その他

(1) 高等学校長は、調査書その他中学校長が提出した書類の記載内容について、中学校長の説明を求めることができる。

(2) 調査書その他中学校長が提出した書類の重大事項について、記載が適切でなかったときは、合格発表後であっても再審査を行うことができる。

第6 学力検査、作文、面接及び学校独自選抜資料等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、国語、社会、数学、理科、英語（放送による問題を含む。）の5教科の学力検査及び作文の中から、各実施校が必要とする教科等を選択して用いるものとする（付属資料7参照）。

また、学校独自選抜資料の対象者は、学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者とする（全員を対象とする学校裁量枠の選抜段階において、学校独自選抜資料を用いる場合を含む（付属資料3参照）。）。

なお、健康診断については、「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

2 検査会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和9年3月3日（水）

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	国語又は作文
10:10 ～ 11:00	50 分	数 学
11:15 ～ 12:05	50 分	英 語
12:55 ～ 13:45	50 分	社 会
14:00 ～ 14:50	50 分	理 科
学力検査等終了後	—	面 接 等

4 内容及び方法

(1) 学力検査

学力検査問題は、全日制の課程における学力検査問題と同一とする。

(2) 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

(3) 面接

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

(4) 学校独自選抜資料

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の2」に準ずる。

第7 追検査

1 実施する選抜資料

学力検査、作文、面接及び募集定員のすべてを学校裁量枠で選抜する学校・学科（科）における学校独自選抜資料とする。

2 受検資格

病気その他のやむを得ない理由により、学力検査、作文、面接等を受けることができなかった者

3 受検手続

追検査の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

追検査の受検を希望する者は、令和 9 年 3 月 4 日（木）午後 3 時までに追検査受検願（様式第 11 号）を中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出し、その指示を受ける。

4 検査会場

志願先高等学校

5 実施期日

令和 9 年 3 月 9 日（火）

第 8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査（作文）、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料 3 参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた場合には、選抜段階の順（付属資料 3 参照）に、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者として、調査書、学力検査（作文）及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

Ⅱ 再募集

一般選抜の結果、合格者数が別に公示する募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。

第 1 実施校・学科（科）及び募集定員

再募集を実施する学校・学科（科）及び募集定員は、令和 9 年 3 月 12 日（金）午後 4 時以降に発表する。

第 2 志願方法

1 志願資格

志願者は、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 1」に該当する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜に志願した場合
県内公立高等学校に合格しなかった者（病気、負傷等により、受検できなかった者を含む。）
- (2) 県内公立高等学校の一般選抜、特別選抜のいずれにも志願しなかった場合
県内外の国公立高等学校のいずれにも合格者となっていない者

ただし、県外の中学校卒業見込みの者又は中学校卒業者は、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5 の(1)のア及びイ」に該当する者に限る。

2 志願することができる学校・学科（科）及び学区

- (1) 学校・学科（科）
 - ア 志願者は、再募集を実施する学校・学科（科）のうち、1 学校の 1 学科（科）についてのみ志願することができる。
 - イ 他の課程を併願することはできない。
- (2) 学区
県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 3 月 16 日（火）から令和 9 年 3 月 17 日（水）午後 2 時まで

4 志願の手続等

志願の手続は、Web 出願システムを通じて行う。

次の(1)～(2)以外については、一般選抜の志願の手続等に準ずる。

- (1) 志願者は、入学願書〔再募集用〕(様式第 14 号)に示す項目に係る情報を提出する。
- (2) 中学校長等は、再募集志願資格証明書(様式第 15 号)を提出する。

5 県外(海外を含む。)からの志願

「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。

ただし、「Ⅰ一般選抜の第 3 志願方法の 5 の(1)のウ」を除く。

第 3 面接、作文及び小論文等

1 対象者等

志願者全員を対象に、面接を実施するとともに、作文又は小論文のうち一方を実施校が選択して用いる(付属資料 7 参照)。

なお、健康診断については、「全日制の課程のⅠ一般選抜の第 7 面接、学校独自選抜資料及び健康診断の 3」に準ずる。

2 実施会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和 9 年 3 月 23 日(火)

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 9:50	50 分	作文又は小論文
作文又は小論文終了後	—	面 接

4 内容及び方法

(1) 面接

「全日制の課程のⅢ再募集の第 3 面接、作文及び小論文等の 4 の(1)」に準ずる。

(2) 作文

作文問題は、全日制の課程における作文問題と同一とする。

(3) 小論文

小論文問題は、全日制の課程における小論文問題と同一とする。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、面接及び作文（小論文）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第5 合格者の発表

1 発表期日

令和9年3月25日（木）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

第6 その他

上記以外の事項については、「Ⅰ一般選抜」の各項の規定による。

Ⅲ その他

第 1 障害等のある志願者に対する配慮

一般選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第 17 号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

一般選抜においては令和 9 年 2 月 10 日（水）までに提出する。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、令和 9 年 2 月 19 日（金）までに、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第 18 号）により通知する。

再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

第 2 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置について」（付属資料 10 参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

第 3 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

一家転住等による志願変更・入学変更については、【別記】「一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い」による。

なお、この「一家転住等による志願変更」は、「Ⅰ一般選抜の第 4 志願変更」とは受付期間及び手続等が異なるので注意すること。

第 4 他の都道府県へ転居する場合の手続

「全日制の課程のⅣその他の第 5 他の都道府県へ転居する場合の手続」に準ずる。

第 5 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する（付属資料 11 参照）。

第6 その他

不測の事態の発生により、Web 出願システムによる志願の手続等を行うことができない場合の対応については、県教育委員会が別に定めるところによる。

その他、必要な事項については、追って示す。

第7 照会先

本実施要領に関連する事項について、不明の点があった場合は、次に掲げる各課等（班）に照会すること。

1 県内の公立中学校の場合

- (1) 県内東部の公立中学校
静東教育事務所地域支援課
(郵便番号 410-0055 沼津市高島本町 1-3 電話番号 055-920-2245)
- (2) 県内中部及び西部（静岡市及び浜松市を除く。）の公立中学校
静西教育事務所地域支援課
(郵便番号 436-0294 掛川市富部 456 電話番号 0537-29-5533)
- (3) 静岡市内の公立中学校
静岡市教育委員会学校教育課
(郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6-8 電話番号 054-354-2521)
- (4) 浜松市内の公立中学校
浜松市教育センター
(郵便番号 433-8104 浜松市中央区東三方町 143-4 電話番号 053-439-3140)

2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校等の場合

静岡県教育委員会高校教育課指導第1班
(郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 電話番号 054-221-3114)

《単位制による定時制の課程》

(県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立ふじのくに国際高等学校、県立浜松大平台高等学校)

I 一般（春季）選抜

第1 募集定員及び選抜枠

1 募集定員

別に公示する。

2 選抜枠

一般（春季）選抜の中に、選抜方法の異なる2つの選抜枠として、学校裁量枠及び共通枠を置く。

第2 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等並びに共通枠定員

1 学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合等

学校裁量枠の設定校・学科（科）及び選抜割合（募集定員に占める合格者の割合）は、各高等学校の意向を踏まえて、県教育委員会が定める（付属資料3参照）。

なお、学校裁量枠の選抜割合は、原則として50%を上限とし、複数の選抜方法を用いる場合には、選抜方法ごとに選抜割合を示した選抜段階を定める。その際、各選抜段階における選抜対象者は、一般（春季）選抜受検者全員（「中学校における学習」を除く。）とすることも、希望者とすることもできる。

2 共通枠定員

募集定員から学校裁量枠の選抜における合格者数を除いた人数とする。

第3 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和9年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学校、学科及び通学区域

(1) 学校及び学科

志願者は、県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立ふじのくに国際高等学校、県立浜松大平台高等学校のうち 1 学校の本課程の普通科のみに志願することができる。

なお、希望する主な学習時間帯を付して志願する。

(2) 通学区域（以下「学区」という。）

県内全域とする。

3 受付期間

志願の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 2 月 16 日（火）から令和 9 年 2 月 18 日（木）正午まで

4 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システム（以下「Web 出願システム」という。）を通じて行う。

志願者は、在学する中学校の校長（以下「中学校長」という。）又は出身中学校長若しくは在学していた高等学校の校長を経由して、次の志願に必要となる情報を志願先高等学校長に提出する。

なお、令和 3 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

(1) 入学願書（春季選抜）（様式は実施校が別に定める。）に示す項目

(2) 入学検定料 950 円

入学検定料は、Web 出願システム上の案内に従って納入する。

志願先高等学校長が志願に必要となる情報を受理した後は、いかなる場合も一度納入した入学検定料は返さない。

(3) 調査書（様式第 1 号）に示す項目に係る情報等

卒業見込み又は最終卒業の学校の校長が作成したもの

(4) 本人の写真（中学校卒業見込みの者は提出不要とする。）

上半身正面脱帽、無背景、無加工で、令和 9 年 1 月 1 日以降に撮影したもの。

(5) その他志願先高等学校長が特に必要と認める書類

なお、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上で、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書（様式第 4 号）を提出することができる。自己申告書は志願者本人が作成し、Web 出願システムに登録する。

5 県外（海外を含む。）からの志願

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

第4 志願変更

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第4志願変更」に準ずる。

第5 調査書

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第5調査書」に準ずる。

第6 学力検査、作文、面接、自由表現及び学校独自選抜資料等

1 対象者等

(1) 午前及び午後の学習時間帯の志願者

ア 20歳未満の者

国語、社会、数学、理科及び英語（放送による問題を含む。）の5教科（各教科50点満点）及び面接又は自由表現

イ 20歳以上の者

作文及び面接又は自由表現

(2) 夜間の学習時間帯の志願者

作文及び面接又は自由表現

学校独自選抜資料の対象者は、(1)ア、イ及び(2)の志願者のうち、学校独自選抜資料を用いる学校裁量枠の選抜段階を志願する者とする（全員を対象とする学校裁量枠の選抜段階において、学校独自選抜資料を用いる場合を含む（付属資料3参照）。）。

2 検査会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

(1) 午前及び午後の学習時間帯の志願者

ア 20歳未満の者

(ア) 令和9年3月3日（水）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	国 語
10:10 ～ 11:00	50 分	数 学
11:15 ～ 12:05	50 分	英 語
12:55 ～ 13:45	50 分	社 会
14:00 ～ 14:50	50 分	理 科

(イ) 令和9年3月4日（木）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～	—	面接又は 自由表現

イ 20歳以上の者

令和9年3月3日（水）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	作 文

なお、面接又は自由表現の日程については、3月3日（水）、3月4日（木）のいずれかにおいて実施し、詳細は高等学校長が定める。

(2) 夜間の学習時間帯の志願者

令和9年3月3日（水）

日 程	時 間	実施内容
8:30 ～	—	受 付
9:05 ～ 9:55	50 分	作 文

なお、面接又は自由表現の日程については、3月3日（水）、3月4日（木）のいずれかにおいて実施し、詳細は高等学校長が定める。

4 内容及び方法

(1) 学力検査

学力検査問題は、全日制の課程における学力検査問題と同一とする。

(2) 作文

作文問題は、学年制による定時制の課程における作文問題と同一とする。

(3) 面接

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

(4) 自由表現

教科の学習や特別活動等において、又は社会経験を通して、興味や関心を持っていることや得意とする事柄等についてテーマを設定し、自由に自己を表現する。その際、簡単な実技や発表を行うことができる。また、それらを話題にしたものを含め、面接を行う。

(5) 学校独自選抜資料

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の2」に準ずる。

5 健康診断

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の3」に準ずる。

6 その他

自由表現等の細部については別に示す。

第7 追検査

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第7追検査」に準ずる。

第8 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査（作文）、面接（自由表現）及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料 3 参照）により審査して、学校裁量枠における合格者を決定する。

なお、複数の選抜段階を設けた場合には、選抜段階の順（付属資料 3 参照）に、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)による合格者を除いたすべての受検者を共通枠の選抜対象者として、調査書、学力検査（作文）及び面接（自由表現）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第 9 合格者の発表

1 発表期日

令和 9 年 3 月 12 日（金）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第 7 号）を交付する。

Ⅱ 再募集

「学年制による定時制の課程のⅡ再募集」に準じて実施する。

なお、面接及び作文を実施し、作文問題は全日制の課程における作文問題と同一とする。

Ⅲ 秋季選抜

第 1 募集定員

別に公示する。

第 2 志願方法

1 志願資格

「Ⅰ一般（春季）選抜の第 3 志願方法の 1」に準ずる。

2 志願することができる学校、学科及び学区

(1) 学校及び学科

志願者は、県立三島長陵高等学校、県立静岡中央高等学校、県立ふじのくに国際高等学校、県立浜松大平台高等学校のうち 1 学校の本課程の普通科のみに志願することができる。

なお、希望する主な学習時間帯を付して志願する。

(2) 学区

県内全域とする。

3 受付期間

入学願書（秋季選抜）（様式は実施校が別に定める。）等の受付期間は、次のとおりとする。

令和 9 年 8 月 3 日（火）から令和 9 年 8 月 4 日（水）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和 9 年 8 月 4 日（水）正午までに必着のこと。

また、その場合、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

4 志願の手続等

志願の手続は、Web 出願システムを利用せずに行う。

志願者は、出身中学校長又は在学していた高等学校の校長を経由して、次の書類等を志願先高等学校長に提出する。

なお、令和 4 年 3 月以前に中学校を卒業した者は、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

(1) 入学願書（秋季選抜）（様式は実施校が別に定める。）

(2) 受検票

(3) 入学検定料 950 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙(実施校が別に定める所定の用紙)に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に志願先高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

(4) 調査書等

卒業した学校の校長が作成したもの

(5) 本人の写真 1 枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦 3 cm、横 2.4 cm とし、令和 9 年 7 月 1 日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

(6) その他志願先高等学校長が特に必要と認める書類

なお、欠席日数及び教育支援センター等への通所等により出席扱いとなっている日数の合計が、第 3 学年でおおむね 30 日以上又は 3 年間でおおむね 90 日以上のもので、欠席等の状況について説明することを希望する志願者は、自己申告書(様式第 4 号)を提出することができる。

自己申告書は志願者本人が記載し、厳封の上、出身中学校長等に提出する。

なお、その際、封筒の表に「自己申告書」と朱書するとともに、中学校名、志願者氏名を明記する。出身中学校長等は他の出願書類と共に志願先高等学校長に提出する。

5 県外(海外を含む。)からの志願

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第 3 志願方法の 5」に準ずる。

なお、書類の提出方法については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

第 3 調査書

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第 5 調査書」に準ずる。

第 4 基礎力検査、作文及び面接、自由表現等

1 基礎力検査、作文及び面接、自由表現の対象者

(1) 20 歳未満の者

基礎力検査及び面接又は自由表現

(2) 20 歳以上の者

作文及び面接又は自由表現

2 検査会場

志願先高等学校

3 実施期日及び日程

令和9年8月17日（火）

＜20歳未満の者＞

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 10:30	90 分	基礎力検査

＜20歳以上の者＞

日 程	時 間	実 施 内 容
8:30 ～	—	受 付
9:00 ～ 9:50	50 分	作 文

なお、面接又は自由表現は、8月17日（火）において実施し、詳細は高等学校長が定める。

4 内容及び方法

(1) 基礎力検査

基礎力検査は、中学校までの学習内容を踏まえた、国語、数学及び英語に関する問題とする。

(2) 作文

作文は、主として、志願者の学習等への適性や学びに向かう力、人間性等をみるもの又は校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関するものとする。

(3) 面接

「全日制の課程のⅠ一般選抜の第7面接、学校独自選抜資料及び健康診断の1」に準ずる。

(4) 自由表現

「Ⅰ一般（春季）選抜の第6学力検査、作文、面接、自由表現及び学校独自選抜資料等の4の（4）」に準ずる。

5 健康診断

健康診断は、志願先高等学校において特に必要と認めた場合に限り、県教育委員会の承認を得て実施することができる。

6 その他

自由表現等の細部については別に示す。

第5 追検査

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第7追検査」に準ずる。ただし、追検査の手続は、Web出願システムを利用せずに行う。

なお、秋季選抜においては、令和9年8月19日（木）に実施する。

第6 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書、基礎力検査（作文）及び面接（自由表現）の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第7 合格者の発表

1 発表期日

令和9年8月24日（火）正午以降

2 合格通知書の交付

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付する。

Ⅳ その他

第1 入学願書等の請求方法

入学願書等は、直接又は郵送により、下記第6の照会先へ請求すること。

なお、入学願書等の郵送を依頼するときは、住所及び氏名を記入し、返信用の切手（660円）を貼付した封筒（角形1号）を同封すること。

第2 障害等のある志願者に対する配慮

春季選抜及び秋季選抜を受検する際、障害等のあることで、特別の配慮を希望する志願者は、「受検上の配慮願」（様式第17号）を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出する。提出に

当たっては、中学校長等が配慮の必要性を判断し、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付する。

春季選抜においては、令和 9 年 2 月 10 日（水）までに提出し、秋季選抜においては、令和 9 年 7 月 30 日（金）までに提出する。ただし、提出期限以降に生じた病気、負傷等により配慮が必要となった場合には、速やかに志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出て、指示を受ける。

なお、実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、春季選抜においては令和 9 年 2 月 19 日（金）までに、秋季選抜においては令和 9 年 8 月 5 日（木）までに中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第 18 号）により通知する。

再募集において特別の配慮を希望する場合は、志願することが決まり次第速やかに、志願先高等学校長に中学校長等を通して願い出る。その実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して通知する。

第 3 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置については、「気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置について」（付属資料 10 参照）による。

なお、受検者等の安全確保については万全を期すこと。

第 4 入学者選抜に係る情報の提供及び開示

学力検査の結果、面接の結果等について、期間を定め、受検者本人からの請求に応じて、これを提供する（付属資料 11 参照）。

第 5 その他

一般（春季）選抜において、不測の事態の発生により、Web 出願システムによる志願の手続等を行うことができない場合の対応については、県教育委員会が別に定めるところによる。

その他、必要な事項については、当該高等学校長が定める。

第 6 照会先

県立三島長陵高等学校

（郵便番号 411-0033 三島市文教町一丁目 3-93

電話番号 055-986-2000）

県立静岡中央高等学校 定時制の課程

（郵便番号 420-8502 静岡市葵区城北二丁目 29-1

電話番号 054-209-1814）

県立ふじのくに国際高等学校

（郵便番号 428-0018 島田市金谷根岸町 35

電話番号 0547-39-5931）

県立浜松大平台高等学校 定時制の課程

（郵便番号 432-8686 浜松市中央区大平台四丁目 25-1

電話番号 053-482-1011）

《単位制による通信制の課程》

(県立静岡中央高等学校)

第 1 募集定員

別に公示する。

第 2 志願方法

1 志願資格

入学を志願することができる者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に中学校若しくはこれに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）
- (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 95 条の各号のいずれかに該当する者

なお、学校教育法施行規則第 95 条第 5 号の規定により、志願資格の確認を求める場合は、事前に志願しようとする高等学校の校長に問い合わせ、その指示を受けること。

2 志願することができる学科及び通学区域

- (1) 学科
志願者は、本課程の普通科のみに志願することができる。
- (2) 通学区域
県内全域とする。

3 受付期間

入学願書等の受付期間は次のとおりとする。

令和 9 年 3 月 17 日（水）から令和 9 年 3 月 26 日（金）まで

受付時間は、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分（最終日は午前 11 時 30 分）まで
（ただし、県立静岡中央高等学校長が定めた日時とする。）

4 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システムを利用せずに行う。

志願者は、次の書類等を志願先高等学校長に直接提出する。

なお、本人が直接提出することができない場合は、事前に志願先高等学校に連絡する。

(1) 入学願書

(2) 調査書又は卒業証明書等

卒業見込み又は最終卒業の学校の校長が発行したもの

(3) その他志願先高等学校長が特に必要と認める書類

5 県外（海外を含む。）からの志願

「学年制による定時制の課程のⅠ一般選抜の第3志願方法の5」に準ずる。

なお、書類の提出方法については、志願先高等学校に問い合わせ、その指示を受けること。

第3 学力検査

学力検査は実施しない。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、調査書等の必要書類の内容を総合的に審査して、合格者を決定する。

第5 合格者の発表

高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式第7号）を交付し、令和8年度中学校卒業生については、中学校長に対し、入学者選抜結果通知書（実施校の様式）を交付する。

第6 その他

1 入学願書等の請求方法

入学願書等は、直接又は郵送により、下記2の照会先へ請求すること。

なお、志願先高等学校に入学願書等の郵送を依頼するときは、住所及び氏名を記入し、返信用の切手(660円)を貼付した封筒(角形1号)を同封すること。

2 照会先

県立静岡中央高等学校 通信制の課程 中央キャンパス
(郵便番号 420-8502 静岡市葵区城北二丁目 29-1 電話番号 054-209-2431)

県立静岡中央高等学校 通信制の課程 東部キャンパス(県立三島長陵高等学校内)
(郵便番号 411-8502 三島市文教町一丁目 3-93 電話番号 055-928-5757)

県立静岡中央高等学校 通信制の課程 西部キャンパス(県立新居高等学校内)
(郵便番号 431-0398 湖西市新居町内山 2036 電話番号 053-595-1300)

3 その他

その他、必要な事項については、県立静岡中央高等学校長が定める。

【別記】 一家転住等による志願変更・入学変更の取扱い

1 志願先高等学校の変更（以下「志願変更」という。）

(1) 志願変更を認められる者

志願変更を認められる者は、令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領に基づいて県内公立高等学校に出願し、保護者の転勤等やむを得ない理由による転住に伴い、旧志願先高等学校への通学が著しく困難となった者で、旧志願先高等学校長及び新志願先高等学校長が志願変更を認めた者とする。ただし、原則として、同一課程、同一学科間に限る。

(2) 志願変更の受付期間

令和9年2月25日（木）から令和9年3月2日（火）午後2時まで
（2月27日（土）、2月28日（日）を除く。）

(3) 志願変更の手続

志願変更の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システムを通じて行う。
志願変更を希望する者は、旧志願先高等学校長に問い合わせるその指示を受ける。

2 合格後における入学先高等学校の変更（以下「入学変更」という。）

(1) 入学変更を認められる者

入学変更を認められる者は、次のア及びイの条件を満たし、現に合格している高等学校の校長及び入学変更を希望する高等学校の校長が入学変更を認めた者とする。ただし、原則として、同一課程、同一学科間に限る。

ア 令和9年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領に基づいて公立高等学校に合格した者

イ 上記1の(2)に規定する期間以降、上記1の(1)に該当した者

(2) 入学変更の受付期間

令和9年3月15日（月）から令和9年3月24日（水）正午まで
（3月20日（土）、21日（日）及び22日（月）を除く。）

(3) 入学変更の手続

入学変更を希望する者は、合格先高等学校長に問い合わせるその指示を受ける。

《県立焼津水産高等学校専攻科》

第 1 募集定員

航海工学科（航海及び機関） 15 人

第 2 志願方法

1 志願資格

志願者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 令和 9 年 3 月に県立焼津水産高等学校を卒業見込みの者
- (2) 県立焼津水産高等学校卒業生
- (3) 上記と同等以上の学力があると県立焼津水産高等学校長が認めた者

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。

令和 8 年 11 月 4 日（水）から令和 8 年 11 月 12 日（木）正午まで

郵送により提出する場合は、書留・親展で、令和 8 年 11 月 12 日（木）正午までに必着のこと。また、その場合、事前に県立焼津水産高等学校長と連絡をとること。

3 志願の手続等

志願の手続は、静岡県公立高等学校入学者選抜 Web 出願システムを利用せずに行う。

(1) 志願者による手続

志願者は、次の書類等を県立焼津水産高等学校長に提出する。

ア 入学願書（様式は県立焼津水産高等学校が別に定める。）

イ 受検票（入学願書と共に交付する所定の用紙）

ウ 入学検定料 2,200 円

静岡県収入証紙を静岡県収入証紙貼付用紙（入学願書と共に交付する所定の用紙）に貼付する。

なお、県外等からの志願者で証紙の購入が困難である等の特別の理由により現金で納入する場合は、事前に県立焼津水産高等学校長と連絡をとること。

一度納入した入学検定料はいかなる場合も返さない。

エ 本人の写真 1 枚

上半身正面脱帽で、大きさは縦 4 cm、横 3 cm とし、令和 8 年 10 月 1 日以降に撮影したもの。裏面に氏名を記入する。

オ 志願理由書（様式は県立焼津水産高等学校が別に定める。）

カ 調査書（文部科学省の規定する進学用様式により、在学する高等学校長又は出身校等の学校長が作成し、厳封したもの。）

キ 卒業見込み証明書又は卒業証明書（当該県の様式による。）

ク 修得海技単位証明書（当該県の様式による。）

海技単位のない者は、提出する必要はない。

ケ 乗船履歴証明書（当該県の様式による。）
乗船履歴のない者は、提出する必要はない。

ただし、県立焼津水産高等学校を令和9年3月に卒業見込みの者は、キ・ク・ケの書類は提出しなくてもよい。

- (2) 県立焼津水産高等学校長による措置
入学願書を受理した県立焼津水産高等学校長は、受検票を交付する。

第3 小論文及び面接

1 小論文及び面接の対象者

志願者全員

2 検査会場

県立焼津水産高等学校

3 実施期日及び日程

令和8年11月24日（火）

日 程	時 間	実施内容
12:30 ～	—	受 付
12:50 ～ 12:55	5 分	注意伝達
13:00 ～ 13:50	50 分	小 論 文
14:00 ～	—	面 接

4 実施方法等

(1) 小論文

小論文は、専攻科の教育目標及び調査書の記載事項と関連して、志願者の専門科目の知識等における理解力、表現力をみるものとする。

(2) 面接

面接は、調査書の記載事項と関連して、志願者の学習等への関心・意欲・態度、専門科目の知識及び校内外における活動状況、進路、趣味、特技等に関する質問に対して、口答により行う。

第4 選 抜

1 選抜委員会

選抜は、県立焼津水産高等学校長を委員長とする選抜委員会において、厳正に行う。

2 選抜手順

県立焼津水産高等学校長は、調査書等の提出書類、小論文及び面接の結果等を総合的に審査して、合格者を決定する。

第5 合格者の発表

1 発表期日

令和8年12月2日（水）正午以降

2 合格通知書の交付

県立焼津水産高等学校長は、合格者に対し、合格通知書（様式は県立焼津水産高等学校長が定める。）を交付する。

第6 再募集

合格者が募集定員に満たない場合には、再募集を実施する。
以下に定める以外の事項については、上記各項の規定による。

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、次のとおりとする。
令和9年1月8日（金）から令和9年1月14日（木）正午まで

2 実施期日及び日程

令和9年1月22日（金）
日程は、「第3小論文及び面接の3」に準ずる。

3 合格者の発表

令和9年1月27日（水）正午以降

第 7 その他

1 入学願書等の請求方法

入学願書等は、直接又は郵送により、下記 2 の照会先へ請求すること。

なお、志願先高等学校に入学願書等の郵送を依頼するときは、住所及び氏名を記入し、返信用の切手（180 円）を貼付した封筒（角形 2 号）を同封すること。

2 照会先

県立焼津水産高等学校

（郵便番号 425-0026 焼津市焼津五丁目 5－2 電話番号 054-628-6148）

3 その他

その他、必要な事項については、県立焼津水産高等学校長が定める。

各種様式等

様式第1号	◎	調査書	69
		(別記1) 調査書の記入方法	
様式第4号		自己申告書	73
様式第5号		高等学校等における学習と行動の記録	75
様式第6号		併願しないことの証明書	76
様式第7号		合格通知書	77

一般選抜・特別選抜関係

様式第9号	◎ ★	入学願書	78
		(別記3) 入学願書の記入方法	
	◎ ★	受検票	
	◎ ★	入学者選抜実施当日の携行品	
様式第11号		追検査受検願	81
様式第12号		日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見	82
様式第13号		副申書	83

再募集関係

様式第14号	◎ ★	入学願書[再募集用]	84
		(別記4) 入学願書[再募集用]の記入方法	
	◎ ★	受検票	
	◎ ★	再募集実施当日の携行品	
様式第15号		再募集志願資格証明書	87

その他の様式

様式第16号		身元保証承諾書	88
様式第17号		受検上の配慮願	89
様式第18号		受検上の配慮通知	90
様式第19号		県外公立高等学校志願に関する証明書交付願	91
様式第20号	※	志願資格確認依頼書(志願資格確認証明書)	92

(注1) ◎印の様式

県教育委員会が作成し、県内公立中学校長、義務教育学校長、公立高等学校長、特別支援学校長及び県外(海外を含む。)の中学校長等へ配布する。

(注2) ◎印以外の様式

それぞれの該当者が作成する。

なお、これらの用紙は、本実施要領の該当頁を複写(コピー)して使用してもよい。

(注3) ★印の様式

市立高等学校を志願する場合には、当該市教育委員会が作成した様式を使用する。

(注4) ※印の様式

静岡市立の高等学校を志願する場合には、当該市教育委員会が作成した様式を使用する。

調 査 書

志望課程		全・定・通		志望学科				受付番号		※1		※2			
① ふりがな 氏 名						性別		生 年 月 日							
								平成 年 月 日生（満 歳）							
						② 組番		組 番							
③ 欠席等の 状況		学 年	欠席日数	遅刻回数	早退回数	欠 席 等 の 主 な 理 由									
		1 年													
		2 年													
		3 年													
学 習 の 記 録	教 科	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保健体育	技術・家庭	英 語					
	④評定														
	⑤観点別学習状況														
	⑥総合的な 学習の時間														
	⑦特記事項														
⑧ 特別活動の記録				⑨ 行動の記録										⑩	
内容	学級 活動	生徒会 活動	学校 行事	項目	基本的な 生活習慣	健康・体力 の向上	自主・自律	責 任 感	創意工夫	思いやり・ 協力	生命尊重・ 自然愛護	勤労・奉仕	公正・公平	公共心・ 公德心	新体力テスト の総合得点
状況				状況											
⑪ 特記事項															
⑫ 諸活動の 記録		顕 著 な 実 績								活 動 の 内 容					
⑬ その他															
この記載事項に誤りがないことを証明する。															
中学校名															
令和9年 月 日															
記載者氏名															
校長氏名															
印															

静岡県教育委員会

(別記1)

調査書の記入方法

1 全般

- (1) 調査書は、本実施要領に示す様式第1号によって作成する。
- (2) 調査書は、志願者1人につき1通を作成する。
- (3) 数字で記入する欄は、1、2、3等の算用数字を用いる。
- (4) 各項目について、記入事項のない場合は、斜線を引くか、又は「なし」と記入する。
ただし、特別活動の記録(⑧)、行動の記録(⑨)においては、記入事項のない場合は空欄とする。
- (5) ※印の欄は記入しない。

2 各項目

(1) 基本的事項

ア 「志望課程」及び「志望学科」

「志望課程」は「全・定・通」のいずれかを○で囲む。

なお、コンピュータ等で作成する場合は、不要な文字・記号を削除してもよい。

「志望学科」は、第1志望について学科(科)の略称を記入する。

なお、学科(科)の略称は、「静岡県公立高等学校学科(科)別略記」(付属資料2)に示した「略記」を用いる。

また、分校等に志願する場合は、「(分)」と併記する。

イ 氏名、ふりがな(①)

中学校生徒指導要録から転記する。

ウ 性別

男又は女を記入する。

エ 生年月日

年齢は、令和9年4月1日現在の満年齢で、月以下は切り捨てて記入する。

オ 組番(②)

当該生徒の所属する学級の名称及び出席簿の番号を、「A組5番」のように記入する。

なお、各学級においては同一番号がないように留意する。中学校卒業生については記入しない。

(2) 欠席等の状況(③)

ア 「欠席日数」、「遅刻回数」、「早退回数」

中学校卒業見込みの者については、欠席日数、遅刻及び早退の回数は、第1学年、第2学年及び第3学年第2学期末までの分について記入する。2学期制の学校においては12月末までの分について記入する。

中学校卒業生については、中学校生徒指導要録から転記する。

イ 欠席等の主な理由

欠席、遅刻及び早退の主な理由を記入する。

(3) 学習の記録

ア 評定 (④)

中学校卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末(12月末)までの学習状況について、「静岡県公立小・中学校及び義務教育学校児童生徒指導要録の取扱い」に準じ、5段階の目標に準拠した評価で記入する。

2学期制の学校においては、12月末までの学習状況について記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から第3学年の評定を転記する。

イ 観点別学習状況 (⑤)

中学校卒業見込みの者については、第3学年における第2学期末(12月末)までの学習状況について、「静岡県公立小・中学校及び義務教育学校児童生徒指導要録の取扱い」に準じ、各教科の観点ごとにA、B又はCで評価する。記入に当たっては、各教科、左から順に「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」を並べ、A又はCのみを記入し、Bについては、空欄とする。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から第3学年の観点別学習状況を転記する。

ウ 総合的な学習の時間 (⑥)

第3学年におけるテーマや取組を中心に記入する。

記入に当たっては、「静岡県公立小・中学校及び義務教育学校児童生徒指導要録の取扱い」に準じ、学習活動、観点、評価を総合して記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

エ 特記事項 (⑦)

中学校卒業見込みの者については、各学校で選択教科を開設している場合は、その教科名と評定及び観点別学習状況の評価を記入し、評価基準を簡潔に記入する(例：国語(3BBB) 評定は1から5の5段階、観点別学習状況はA、B又はCの3段階)。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

その他、学習の記録について、特に記述を要すると判断した状況を具体的に記入する。

(4) 特別活動の記録 (⑧)

学級活動、生徒会活動、学校行事における活動について、その趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、状況欄に○印を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(5) 行動の記録 (⑨)

各教科、総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、特別活動、その他学校生活全体にわたって認められる生徒の行動について、項目ごとにその趣旨に照らして十分満足できる状況にあると判断される場合には、状況欄に○印を記入する。

中学校卒業者については、相当する項目ごとに、中学校生徒指導要録から転記してもよい。その際、相当する項目がない場合は、斜線を引く。

(6) 新体力テストの総合得点 (⑩)

令和8年度に実施した「新体力テスト」の結果の総合得点を記入する。総合得点は、「新体力テスト実施要項」による。

なお、中学校卒業者及び令和8年度に1種目でも実施できなかった者については記入せず、斜線を引く。

(7) 特記事項 (⑪)

特別活動における生徒の活動の状況について、所属する係名や委員会名及び学校行事における役割の分担等とともに、その活動の内容を記入する。

また、生徒の行動の状況について、総合的にみた場合の特徴を記入する。その際、長所を取り上げることが基本とする。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(8) 諸活動の記録 (⑫)

ア 顕著な実績

校内外における文化的活動、体育的活動、ボランティア活動等や特技について、顕著な実績を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

イ 活動の内容

校内外における文化的活動、体育的活動、ボランティア活動等や特技について、その活動の内容を記入する。

中学校卒業者については、中学校生徒指導要録から転記してもよい。

(9) その他 (⑬)

ア 進路、適性及び意欲等

進路、適性及び当該高等学校を志願するに当たっての学業に対する意欲等、特に記述を要すると判断した事項があれば、それを記入する。

イ 新体力テスト

新体力テストを実施しなかった者については、その理由等を記入する。

ウ 身体の状態

就学上、特に配慮を必要とする身体の疾病、異常又は既往症等があれば、それを記入する。

エ 就職等の状況

定時制の課程の志願者については、決定した（又は希望する）就職先事業所名等の状況を記入する。

オ 海外での就学状況

海外で保護者と共に居住していた者については、国名、期間及び学校名を記入する。

カ その他特に記入する事項

入学者選抜の資料として特に高等学校に知らせておく必要がある事項、入学後留意する必要がある事項等を記入する。

(10) 校長氏名等

調査書作成年月日、中学校名、記載者氏名及び校長氏名を記入する。

(11) 特別な教育課程を編成・実施する中学校からの志願者

特別な教育課程を編成・実施する中学校からの志願者の調査書の記入は、県教育委員会の指示による。

(12) 県外（海外を含む。）からの志願者

県外から志願する者の調査書の記入は、原則として本記入方法による。

自 己 申 告 書

令和 年 月 日

立

高等学校長 様

中学校名

志願者氏名

保護者氏名



（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

私は、貴校への志願に当たり、次のとおり申告します。

本人記入欄（長期欠席等の理由、志願の動機、高校生活への抱負など）

（裏面へ）

- （注） 1 本用紙は、志願者が作成し、Web 出願システムに登録する。
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
3 記入は志願者本人が行うが、必要に応じ裏面に保護者が補足してもよい。

(裏)

保護者記入欄

高等学校等における学習と行動の記録

氏 名		在学した課程	全日制・定時制・通信制	在学した学科	科				
入学年月日	平成 令和	年	月	日	退学年月日	平成 令和	年	月	日

学 習 の 記 録					就 業 等 の 状 況
教科	記載事項	週履修 時間数	①	②	
	科目				
					学 習 の 記 録
					行 動 の 記 録
					その他の特記事項

この記載事項に誤りがないことを証明する。

令和 年 月 日

立

学校 校長 氏 名 印

(注) 1 本用紙は、校長が作成する。

2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

3 ①及び②には、中途退学の時点で修了した学年及び直近の学期における成績を、原則として、5段階で記入する。

(例 第2学年の1月に中途退学した場合は、第1学年の成績を①に、第2学年2学期末の成績を②に記入する。)

4 「就業等の状況」、「学習の記録」、「行動の記録」及び「その他の特記事項」は、生徒の状況が分かるよう、具体的に記入する。

併願しないことの証明書

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

立 中学校長 氏 名 印

下記の者は、令和 年度高等学校入学者の募集において、貴校以外の公立
高等学校へ出願しない者であることを証明します。

中学校名	都 道 府 県 立 中学校 卒業見込
氏 名	
生年月日	平成 年 月 日生
住 所	

- （注） 1 本用紙は、中学校長が作成する。
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

合 格 通 知 書

令和 年 月 日

立 中学校

受検番号（ ）

氏 名 様

高等学校長 印

あなたは、令和 年度静岡県公立高等学校入学者選抜において
本校 制の課程 科に合格したので通知します。

- （注） 1 本用紙は、高等学校長が作成する。
- 2 希望者を対象とする学校裁量枠を設けた高等学校においては、希望者のうち、学校裁量枠で合格した者には、「合格（希望者対象の学校裁量枠【選抜段階】）したので」と記入する。

[一般選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒選抜、長期欠席生徒選抜、連携型選抜、県外生徒特色選抜用]

- 78 -

入学願書の記入方法

- 1 入学願書の様式は、静岡県立高等学校学則第14条によるものである。
- 2 本用紙は、県教育委員会が交付する。
- 3 「受付番号」の欄は記入しない。
- 4 「志望課程」の欄には、全日制の場合は「全日制」、定時制の場合は「定時制」と記入する。分校等にあつては「(分)」と併記する。
- 5 「選抜の種類」の欄には、一般選抜の場合は「一般」、海外帰国生徒選抜の場合は「海外」、外国人生徒選抜の場合は「外国」、長期欠席生徒選抜の場合は「長期」、連携型選抜の場合は「連携」、県外生徒特色選抜の場合は「県外」と記入する。
- 6 「志望学科」の欄には、学科(科)名を記入する。第2志望以下がない場合には、該当する欄に斜線を引く。
なお、学科(科)の記入には、付属資料2の略記を使用してもよい。
- 7 「志願する学校裁量枠」の欄には、希望者を対象とする学校裁量枠の選抜段階を志願する者のみ、その段階番号(I、II・・・)を記入する(付属資料3参照)。希望者を対象とする選抜段階を志願しない場合及び希望者を対象とする選抜段階を設定していない学校を志願する場合には、斜線を引く。
ただし、併願を実施する選抜段階(付属資料3で「選抜において重視する観点」に★印のあるもの)を志願する場合には、以下の例のように記入する。
(例)
選抜段階Ⅰを志願し、第1志望の科のみ選抜対象とすることを希望する場合・・・「Ⅰ－1」
選抜段階Ⅰを志願し、第2志望の科まで選抜対象とすることを希望する場合・・・「Ⅰ－2」
なお、芸術科を志願する場合は、希望する専攻を、「音楽」、「美術」、「書道」又は「演劇」と記入する。
- 8 「※2」の欄には、学校裁量枠で「中学校における学習」を併願する場合に、併願する段階番号を記入する。併願しない場合及び希望者を対象とする選抜段階を設定していない学校を志願する場合には、斜線を引く。
(例)
選抜段階Ⅰを志願し、選抜段階Ⅱを併願する場合
・・・「志願する学校裁量枠」の欄に「Ⅰ」、「※2」の欄に「Ⅱ」
選抜段階Ⅱを志願し、選抜段階Ⅲを併願する場合
・・・「志願する学校裁量枠」の欄に「Ⅱ」、「※2」の欄に「Ⅲ」
選抜段階Ⅰについて、第2志望の科まで選抜対象とすることを希望し、選抜段階Ⅱを併願する場合
・・・「志願する学校裁量枠」の欄に「Ⅰ－2」、「※2」の欄に「Ⅱ」
- 9 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、「志願者 現住所」と異なる場合に記入する。
- 10 「保護者 現住所」の欄は、「志願者 現住所」と異なる場合に記入する。
- 11 「連絡先電話番号」の欄には、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入する。

入学者選抜実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規（分度器機能のあるものを除く。）、*コンパス、上履き、昼食（*印は、数学を実施しない学校においては不要な。）。
 その他、実施校、学科等において指定された物。
 筆箱、鉛筆削り、時計（計算機能、辞書機能、通信機能等のあるものを除く。）は持参してもよい。
 会場での貸借は許されないので、忘れないようにすること。
 携帯電話の持参は認めない。また、その他、学力検査等の解答に利用できると考えられるものの持参は認めない。

注意

- 1 受付開始10分前までに会場に到着するようにし、万一遅刻したときは、会場係員に連絡すること。
- 2 受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受けること。
- 3 急に病気になったり、交通事故等で会場へ行けなくなったりしたときは、会場高等学校に電話等で連絡し、指示を受けること。

受検票の作り方

- ①の横線で切り取る。
- ②の縦線で、志望課程が裏面になるように山折りする。

①切取線																		
(裏) 学力検査・面接日程 1 全日制の課程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>3月3日(水)</th> <th>3月4日(木)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科 15:00～面接カード記入等 </td> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 控室へ入室 9:00 面接等 </td> </tr> </tbody> </table> ・「面接カード記入」は、面接カードを使用する学校のみとする。 ・学校独自選抜資料の日程は実施校が定める。 ・外国人生徒選抜では、9:00以降に日本語基礎力検査及び面接を実施する。 ・3月4日の日程は、志願者数等により、変更する場合がある。変更がある場合は事前に連絡する。 2 学年制による定時制の課程 <table border="1"> <thead> <tr> <th>3月3日(水)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文又は国語 10:10～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接 ＊数学の学力検査を実施する学校 10:10～11:00 数学 11:15～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接 </td> </tr> </tbody> </table> ・「面接カード記入」は、面接カードを使用する学校のみとする。 山折り②	3月3日(水)	3月4日(木)	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科 15:00～面接カード記入等	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 控室へ入室 9:00 面接等	3月3日(水)	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文又は国語 10:10～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接 ＊数学の学力検査を実施する学校 10:10～11:00 数学 11:15～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接	受 検 票 令和9年度 静岡県立高等学校 入 学 者 選 抜 <table border="1"> <tr> <td>受検番号</td> <td></td> </tr> </table> 氏名 志望課程 志望学科(科) 志願する希望者 対象の選抜段階 志願先高等学校 単位制による定時制は、検査区分を手書きする。	受検番号		(裏) 学力検査・面接日程 3 単位制による定時制の課程 学力検査・面接又は自由表現 <table border="1"> <thead> <tr> <th>3月3日(水)</th> <th>3月4日(木)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科 </td> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現 </td> </tr> </tbody> </table> ・ふじのくに国際高等学校は、15:00～面接カード記入 作文・面接又は自由表現 <table border="1"> <thead> <tr> <th>3月3日(水)</th> <th>3月4日(木)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文 </td> <td> 8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現 </td> </tr> </tbody> </table> ・ふじのくに国際高等学校は、10:05～面接カード記入 ・学校独自選抜資料の日程は実施校が定める。 ・3月4日の日程は、志願者数等により、変更する場合がある。変更がある場合は事前に連絡する。 ・日程や内容等の詳細は実施校が定める。 ②山折り	3月3日(水)	3月4日(木)	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現	3月3日(水)	3月4日(木)	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現
3月3日(水)	3月4日(木)																	
8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科 15:00～面接カード記入等	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 控室へ入室 9:00 面接等																	
3月3日(水)																		
8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文又は国語 10:10～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接 ＊数学の学力検査を実施する学校 10:10～11:00 数学 11:15～ 面接上の注意、面接カード記入及び面接																		
受検番号																		
3月3日(水)	3月4日(木)																	
8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 国語 10:10～11:00 数学 11:15～12:05 英語 12:55～13:45 社会 14:00～14:50 理科	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現																	
3月3日(水)	3月4日(木)																	
8:30 受付開始 8:40 注意伝達 8:50 検査室へ入室 解答上の注意 9:05～9:55 作文	8:30 受付開始 8:40 注意伝達 9:00 面接又は自由表現																	

追 検 査 受 検 願

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

受検番号（ ） 志願者氏名 ⑩
(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

下記のように追検査を受検させてくださるようお願いいたします。

記

1 教 科 名 等

2 理 由

- (注) 1 本用紙は、志願者が作成する。
- 2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
- 3 教科名等欄には、教科名、「面接」、「作文」等を記入する。
なお、学力検査において全教科受検できなかった場合には「全教科」と記入する。
- 4 理由が病気の場合には医師の診断書等、交通事情等の理由による場合にはその事務担当責任者の証明書等、受検できなかった理由が正当であることを証明するに足る書類を添える。

日本語能力及び学校生活等への適応に関する所見

（外国人生徒選抜用）

立 高等学校長 様

下記の者に関する所見は次のとおりです。

令和 年 月 日

立 中学校長 氏 名 印

記

- 1 志願者氏名
- 2 生 年 月 日 年 月 日生
- 3 国 籍
- 4 入国年月日 平成・令和 年 月 日

① 生活面及び学習面 における日本語の 運 用 能 力	
② 日常生活及び学校 生活への適応状況	
③ 特記すべき事項	

- （注） 1 本用紙は、中学校長が作成する。
- 2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
- 3 ①及び②については、具体的事例を踏まえて記入する。
- 4 ③については、母国における学習の状況及び成果の概要等、特記すべき事項のある場合は具体的に記入する。

副 申 書

(長期欠席生徒選抜用)

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

立 中学校長 氏 名 印

貴校の長期欠席生徒選抜への志願に当たり、別添のとおり自己申告書が提出されましたので、下記のとおり副申します。

記

1 志願者氏名

2 内 容

① 欠 席 等 の 状 況	学 年	欠 席 日 数			遅刻回数	早退回数
		病 気	その他	計		
	1					
	2					
	3					
② 欠 席 等 の 理 由						
③ 中 学 校 生 活 の 状 況						
④ 高 等 学 校 生 活 へ の 適 応 可 能 性						
⑤ 特 記 す べ き 事 項						

- (注) 1 本用紙は、中学校長が作成する。
 2 本用紙は、複写 (コピー) して使用してもよい。
 3 ④については、特に、第 3 学年後半における本人の回復状況等を記入する。
 4 教育支援センター等への通所や保健室登校等により出席扱いとなっている場合、その概要を⑤に記入する。

- 84 -

(別記4)

入学願書[再募集用]の記入方法

- 1 入学願書の様式は、静岡県立高等学校学則第14条によるものである。
- 2 本用紙は、県教育委員会が交付する。
- 3 「受付番号」の欄は記入しない。
- 4 「志望課程」の欄には、全日制の場合は「全日制」、定時制の場合は「定時制」と記入する。分校等にあつては「(分)」と併記する。
- 5 「志望学科」の欄には、学科(科)名を記入する。第2志望以下がない場合には、該当する欄に斜線を引く。
なお、学科(科)の記入には、付属資料2の略記を使用してもよい。
- 6 「※1」及び「※2」の欄には記入しない。
- 7 「志願者 入学後の予定住所」の欄は、「志願者 現住所」と異なる場合に記入する。
- 8 「保護者 現住所」の欄は、「志願者 現住所」と異なる場合に記入する。
- 9 「連絡先電話番号」の欄には、志願者又は保護者の連絡先電話番号を記入する。

再募集実施当日の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、上履き。

筆箱、鉛筆削り、時計（計算機能、辞書機能、通信機能等のあるものを除く。）は持参してもよい。

会場での貸借は許されないので、忘れないようにすること。

携帯電話の持参は認めない。また、その他、作文等の解答に利用できると考えられるものの持参は認めない。

注意

- 1 受付開始10分前までに会場に到着するようにし、万一遅刻したときは、会場係員に連絡すること。
- 2 受検票を忘れたときは、受付に連絡して指示を受けること。
- 3 急に病気になったり、交通事故等で会場へ行けなくなったりしたときは、会場高等学校に電話等で連絡し、指示を受けること。

受検票の作り方

- ①の横線で切り取る。
- ②の縦線で山折りにする。

①切取線

受 検 票

令和9年度

静岡県公立高等学校再募集

受検番号

氏名

志望課程

志望学科(科)

志願先高等学校

日程

3月23日（火）

8:30 受付開始
8:40 注意伝達
9:00～9:50 作文又は小論文
作文又は小論文終了後

面接上の注意、面接カード記入及び面接等

- ・「面接カード記入」は、面接カードを使用する学校のみとする。

②山折り

②山折り

再募集志願資格証明書

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

立 中学校長 氏 名 印

下記の者は、令和 年度静岡県公立高等学校入学者選抜の再募集への志願に
当たり、令和 年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領に定める志願資格
を有する者であることを証明します。

中 学 校 名	立 中学校 卒業見込
氏 名	
志願資格を有する 具体的理由	

- (注) 1 本用紙は、中学校長が作成する。
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。

身 元 保 証 承 諾 書

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

身元保証人 氏 名 ㊞

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

住 所

電 話 () ー

下記の者が貴校を受検するに当たり、志願者の保護者が帰国するまでの間、
志願者の身元保証人となることを承諾します。

記

- 1 志願者氏名
- 2 志願者の保護者氏名
- 3 志願者と身元保証人との関係
- 4 志願者の帰国後の住所

- （注）
- 1 本用紙は、身元保証人が作成する。
 - 2 身元保証人となりうる者は、おじ、おばなどの親族及び保護者の勤務する会社の責任者などである。ただし、民法上の保証人とは異なる。
 - 3 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
 - 4 本用紙は、志願者の保護者が、原則として入学後 1 年以内に、志願者と同居することが明らかな場合に提出することができる。

受 検 上 の 配 慮 願

令和 年 月 日

立 高等学校長 様

立 中学校（卒 業・卒業見込）

志願者氏名 (印)

保護者氏名 (印)

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

住 所 電話番号

下記のとおり、学力検査及び面接等の受検上の配慮をお願いします。

記

1 選抜の種類

①一般選抜 ②その他（ ）

2 志願課程・学科（科）

課程（ ） 学科（ ） 科（ ）

3 配慮を希望する事項・内容

（特に配慮を希望する内容）

(1) 学力検査及び面接の会場等

①他の受検者と同じ検査室でよい。

②別室での受検を希望する。

③病院での受検を希望する。

（病院名： ）

(2) 学力検査及び面接の方法等

（特に配慮を希望する内容）

①拡大文字による検査問題を希望する。

（拡大率： ）

②放送による問題において読唇を希望する。

③点字による問題を希望する。

④その他（ ）

(3) その他（器具の持込み、介助者の付添い等）

4 配慮を希望する理由（具体的な障害の内容や程度等）

中学校長記入欄

学力検査及び面接等の実施に当たり、上記の配慮が必要であると判断します。

令和 年 月 日

学 校 名 立 中学校

校長氏名

(印)

- (注) 1 本用紙は、志願者が作成する。
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
3 該当する番号には○を付け、特に配慮を要する内容を記入する。
4 中学校長は、配慮内容の妥当性について記載した資料（診断書等及び志願者の中学校での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由））を添付して、志願先高等学校長に提出する。
5 分校等を志願する場合は、「課程」欄に「（分）」と併記する。

受 検 上 の 配 慮 通 知

令和 年 月 日

立 中学校長 様

志願者 様

立 高等学校長 印

下記のとおり、学力検査及び面接等の受検上の配慮をいたします。

記

1 選抜の種類

①一般選抜 ②その他（ ）

2 志願課程・学科（科）

課程（ ） 学科（ ） 科（ ）

3 配慮事項・内容

(1) 学力検査及び面接の会場等

(2) 学力検査及び面接の方法等

(3) その他（器具の持込み、介助者の付添い等）

- （注） 1 本用紙は、高等学校長が作成する。
2 本用紙は、複写（コピー）して使用してもよい。
3 分校等の場合は、「課程」欄に「(分)」と併記する。

県外公立高等学校志願に関する証明書交付願

令和 年 月 日

静岡県教育委員会教育長 様

立 中学校長 氏 名 印

下記の保護者から、静岡県公立高等学校を志願しない旨の申し出があり、調査の結果適当と確認できたので、別紙証明書を交付くださるようお願いします。

記

- 1 志願者氏名及び現住所
- 2 保護者氏名及び現住所
- 3 転出先の住所
- 4 転出の理由
- 5 志願先高等学校名及び所在地

(1) 本人による照会

志願者は、その志願する都道府県教育委員会に各自で照会し、志願に必要な書類の交付を受ける。

(2) 教育長の証明書

本県の中学校出身者のうち、県外の公立高等学校に進学を希望する者で、静岡県教育委員会教育長の証明書を必要とする都道府県に志願する者は、交付願に次の①及び②の書類を添付し、中学校長を経由して、県教育委員会高校教育課長に願い出る。

なお、この証明書の交付を受けた者は、いかなる場合も静岡県公立高等学校に入学を志願することができない。

①志願先の都道府県教育委員会が定めた証明用紙

②切手（簡易書留・速達とする。）を貼付した返信用封筒（郵送の場合）

志願資格確認依頼書

立

高等学校長 様

令和 年 月 日

立 中学校長 氏 名 印

志願者氏名 印

保護者氏名 印

(氏名を自署する場合は、押印は不要です。)

下記のとおり志願したいので、志願資格の確認をお願いします。

記

- 1 志望学科 (科)
- 2 志願する学校裁量枠の選抜段階 (文化的活動及び体育的活動の場合には種目名も記載)
- 3 住所、電話番号
- 4 志願資格
() 保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる。
() 県内に身元保証人 (民法上の保証人とは異なる。) を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる。
※高等学校から、「身元保証人を紹介する」と事前に説明を受けていて、本依頼書提出時に身元保証人が未定の場合には、下記(1)に「高等学校から紹介を受ける」と記載する。
(1) 身元保証人の氏名
(2) 身元保証人の住所、電話番号
(3) 志願者との関係

.....切 取 線 (切り取らないで提出する。).....

志願資格確認証明書

令和 年 月 日

立 高等学校長 印

() 下記の者について、本校 [] 科の学校裁量枠の選抜段階 [] への志願資格があることを証明します。

() 下記の者について、本校への志願資格はありません。

記

- 1 中学校名 立 中学校
- 2 氏 名

- (注) 1 本用紙のうち「志願資格確認依頼書」は、志願者が作成し、中学校長等を経由して志願しようとする高等学校の校長に、令和 8 年 10 月 30 日 (金) までに提出する。
2 志願資格の有無については、高等学校の校長が高校教育課と協議の上確認し、12 月上旬に、中学校長等を経由して「志願資格確認証明書」を志願者に交付する。
3 本用紙は、複写 (コピー) して使用してもよい。

付 属 資 料

付属資料 1	静岡県公立高等学校学科（科）名一覧表	95
付属資料 2	静岡県公立高等学校学科（科）別略記	96
付属資料 3	学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等	98
付属資料 4	併願できる学科（科）数及び併願における選抜方法	126
付属資料 5	傾斜配点及び特色ある面接実施校	127
	全日制の課程における面接の回数及び方法	128
付属資料 6	再募集における作文又は小論文及び面接の実施（全日制の課程）	129
付属資料 7	学年制による定時制の課程における選抜資料	130
付属資料 8	沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則（抜粋）	131
	浜松市立高等学校の通学区域に関する規則	133
付属資料10	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置 について	135
付属資料11	入学者選抜に係る情報の提供及び開示	137
付属資料12	保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学 習」を除く。）へ志願する場合	138

(付属資料 1)

静岡県公立高等学校学科（科）名一覧表

大 区 分		学科（大学科）	科（小学科）			
普通教育を主とする学科		普 通 科 〔普通〕				
		その他普通教育を施す学科〔その他〕	共 創 科			
専 門 教 育 を 主 と す る 学 科	職 業 に 関 す る 専 門 学 科	農業に関する学科 〔農業〕	生 物 生 産 科	生 産 科 学 科	園 芸 科	
			園 芸 デ ザ イ ン 科	動 物 科 学 科	食 品 科 学 科	
			環 境 科 学 科	生 活 科 学 科	生 産 流 通 科	
			ライフデザイン科	産業マネジメントⅠ科	森 林 ・ 環 境 科	
		水産に関する学科 〔水産〕	海 洋 科 学 科	栽 培 漁 業 科	食 品 科 学 科	
			流 通 情 報 科			
		工業に関する学科 〔工業〕	機 械 科	機 械 工 学 科	電 子 機 械 科	
			ロ ボ ッ ト 工 学 科	電 気 科	電 気 工 学 科	
			電 気 電 子 工 学 科	電 子 科	電 子 ロ ボ ッ ト 科	
			情 報 技 術 科	情 報 シ ス テ ム 科	建 築 科	
			建 築 デ ザ イ ン 科	建 築 設 備 工 学 科	土 木 科	
			建 設 デ ザ イ ン 科	都 市 基 盤 工 学 科	都 市 工 学 科	
			シ ス テ ム 化 学 科	デ ザ イ ン 科	理 数 工 学 科	
			産業マネジメントⅡ科	工 業 科	創 造 工 学 科	
			電 子 物 質 工 学 科	電 気 情 報 工 学 科	理 数 化 学 科	
			情 報 工 学 科	工 業 技 術 科		
		商業に関する学科 〔商業〕	商 業 科	総 合 ビ ジ ネ ス 科	情 報 処 理 科	
			情 報 ビ ジ ネ ス 科	ビ ジ ネ ス 探 究 科	産 業 マ ネ ジ メ ン ト Ⅲ 科	
			創 造 ビ ジ ネ ス 科	ビ ジ ネ ス マ ネ ジ メ ン ト 科		
		家庭に関する学科 〔家庭〕	生活創造デザイン科			
		福祉に関する学科 〔福祉〕	福 祉 科			
	そ の 他 の 専 門 学 科	外国語に関する学科 〔外語〕	英 語 科			
		理数に関する学科 〔理数〕	理 数 科	理 工 科	科 学 探 究 科	
		芸術に関する学科 〔芸術〕	芸 術 科			
		国際に関する学科 〔国際〕	国 際 科	グ ロ ー バ ル 科		
		体育に関する学科 〔体育〕	ス ポ ー ツ 探 究 科			
		その他専門教育を施す学科〔その他〕	総 合 探 究 科			
総合学科		総 合 学 科 〔総合〕				

(注) 1 入学者選抜における「学科（大学科）」、「科（小学科）」は上記表による。

会場番号	校 名	課 程	科	略 記
1	下田	全・定	普 通	普
		全	理 数	理
	南伊豆分校	全	園 芸	園
2	松崎	全	普 通	普
3	稲取	全	普 通	普
4	伊豆伊東	全・定	普 通	普
		全	ビジネスマネジメント	ビマ
6	熱海	全	普 通	普
7	伊豆総合	全	工 業	工
		全	総 合	総
	土肥分校	全	普 通	普
8	菰山	全	普 通	普
			理 数	理
9	伊豆中央	全	普 通	普
10	田方農業	全	生産科学 園芸デザイン	生・園
			動物科学	動
			食品科学 ライフデザイン	食・ラ
11	三島南	全	普 通	普
12	三島北	全	普 通	普
13	三島長陵	定	普 通	普
14	御殿場	全	創造工学	創工
			創造ビジネス	創ビ
			生活創造デザイン	創デ
15	御殿場南	全	普 通	普
16	小山	全・定	普 通	普
17	裾野	全	総 合	総
18	沼津東	全	普 通	普
			理 数	理
19	沼津西	全	普 通	普
			芸 術	芸
20	沼津城北	全	普 通	普
21	沼津工業	全	機 械 電 気 電子ロボット 建設デザイン	工
		定	工業技術	工技
22	沼津商業	全	総合ビジネス	総ビ
			情報ビジネス	情ビ
100	沼津市立沼津	全	普 通	普
23	吉原	全	普 通	普
			国 際	国
24	吉原工業	全	機械工学 ロボット工学 電気情報工学 理数化学	工
25	富士	全・定	普 通	普
		全	理 数	理
26	富士東	全	普 通	普
27	富士宮東	全・定	普 通	普
		全	福 祉	福

会場番号	校 名	課 程	科	略 記
28	富士宮北	全	普 通	普
			商 業	商
29	富士宮西	全	普 通	普
30	富岳館	全	総 合	総
101	富士市立	全	ビジネス探究	ビ探
			スポーツ探究	ス探
			総合探究	総探
31	清水東	全・定	普 通	普
		全	理 数	理
32	清水西	全	普 通	普
33	清水南	全	普 通	普
			芸 術	芸
102	静岡市立清水桜が丘	全	普 通	普
			商 業	商
34	静岡	全・定	普 通	普
		全	普 通	普
35	静岡城北	全	グローバル	グ
36	静岡東	全	普 通	普
37	静岡西	全	普 通	普
38	駿河総合	全	総 合	総
39	静岡農業	全	生物生産 生産流通	物・流
			環境科学	環科
			食品科学 生活科学	食・生
40	科学技術	全	機械工学	機工
			ロボット工学	ロ工
			電気工学	電工
			情報システム	情シ
			建築デザイン	建デ
			都市基盤工学	都工
			電子物質工学	電物
			理 工	理工
		定	工業技術	工技
41	静岡商業	全	商 業	商
42	静岡中央	定・通	情報処理	情処
103	静岡市立	全	普 通	普
			科学探究	科探
43	焼津中央	全	普 通	普
44	焼津水産	全	海洋科学	海
			栽培漁業	栽
			食品科学	食
			流通情報	流情
45	清流館	全	普 通	普
			福 祉	福
46	藤枝東	全	普 通	普
47	藤枝西	全	普 通	普
48	藤枝北	全	総 合	総
49	島 田	全	普 通	普

会場番号	校 名	課 程	科	略 記
50	島田工業	全	機 械 電 気 建 築 都市工学	I 類 II 類
51	島田商業	全	商 業	商
52	ふじのくに国際	定	普 通	普
53	川 根	全	共 創	共
54	榛 原	全・定 全	普 通 理 数	普 理
55	相 良	全	普 通 商 業	普 商
56	掛川東	全	普 通	普
57	掛川西	全	普 通 理 数	普 理
58	掛川工業	全	機械工学 電気電子工学 情報工学 建築設備工学	機工 電工 情工 建工
59	横須賀	全	普 通	普
60	池新田	全	普 通	普
61	小 笠	全	総 合	総
62	遠江総合	全	総 合	総
63	袋 井	全	普 通	普
64	袋井商業	全	商 業	商
65	磐田南	全・定 全	普 通 理 数	普 理
66	磐田北	全	普 通 福 祉	普 福
67	磐田農業	全	生産科学 生産流通 環境科学 食品科学 生活科学	生科 生流 環科 食品 生活
68	磐田西	全	普 通 総合ビジネス	普 総ビ
69	天 竜	全	森林・環境 福 祉 総 合	農 福 総
	春野校舎	全	普 通	普
70	浜松北	全・定 全	普 通 国 際	普 国
71	浜松西	全	普 通	普
72	浜松南	全	普 通 理 数	普 理
73	浜松湖東	全	普 通	普
74	浜松湖南	全	普 通 英 語	普 英
75	浜松江之島	全	普 通 芸 術	普 芸

会場番号	校 名	課 程	科	略 記
76	浜松東	全	普 通 総合ビジネス 情報ビジネス	普 総ビ 情ビ
77	浜松大平台	全 定	総 合 普 通	総 普
78	浜松工業	全 定	機 械 電 気 情報技術 建 築 土 木 システム化学 デザイン 理数工学 工業技術	機 電 情技 建 土 シ化 デ 理数 工技
79	浜松城北工業	全	機 械 電子機械 電 気 電 子	機 子機 電 子
80	浜松商業	全	商 業 情報処理	商 情処
81	浜 名	全・定	普 通	普
82	浜北西	全	普 通	普
83	浜松湖北	全	普 通 産業マネジメントⅠ（農業） 産業マネジメントⅡ（工業） 産業マネジメントⅢ（商業）	普 産農 産工 産商
	佐久間分校	全	普 通	普
84	新 居	全・定	普 通	普
85	湖 西	全	普 通	普
104	浜松市立	全	普 通	普

※「選抜において重視する観点」に★印がついている選抜段階においては、第2志望の科までの併願を希望することができます。
 ※今後、令和8年度に比べ募集定員に変更があった高等学校においては、選抜割合を変更する場合があります。
 ※選抜対象を「希望者」とした学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）について、「設定の目的」を記載しました。

(付属資料 3) 学校裁量枠において重視する観点及び選抜方法の概要等

【全日制の課程】

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料					参考資料				
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料	その他					
1	下田	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	体育的活動	バレーボール、ソフトテニス、野球（男）、陸上競技における実績、適性、活動意欲	13% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○			○	○				
					中学校における学習 5教科の学習成績	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○								
				理数	Ⅰ	中学校における学習 5教科の学習成績	50% まで	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○							
						園芸		学校裁量枠の設定なし										
				普通		学校裁量枠の設定なし												
3	稲取	普通		学校裁量枠の設定なし														
4	伊豆伊東	〔設定の目的〕		文化的・体育的活動	バドミントン、陸上競技、野球（男）、水泳、ソフトテニス、バレーボール（男）、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○			○	○				
						Ⅱ	アート類型への適性 美術に対する適性・活動意欲	10% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○			○			
							Ⅲ	中学校における学習 5教科の学習成績	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○					
						ビジネス マネジメント		Ⅰ	文化的・体育的活動	バドミントン、陸上競技、野球（男）、水泳、ソフトテニス、バレーボール（男）、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○			○
							Ⅱ		中学校における学習 9教科の学習成績	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○				

会 場 番 号	学 校 名	科 名 〔設定の目的〕	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 制 合	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料 事 前 調 査
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料 実 技 検 査 作 文 其 他	
6	熱海	普通	Ⅰ	校訓「剛毅・優雅」のもと、挑む力(主体性を持って挑戦し続ける力)、関わる力(他者と関わり、社会に参画し続ける力)、学ぶ力(生涯にわたり成長し続ける力)を備えた生徒を育成するため、探究活動において選抜段階Ⅰを設定する。	校訓「剛毅・優雅」のもと、挑む力(主体性を持って挑戦し続ける力)、関わる力(他者と関わり、社会に参画し続ける力)、学ぶ力(生涯にわたり成長し続ける力)を備えた生徒を育成するため、探究活動において選抜段階Ⅰを設定する。	希望者 10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、中学校の総合的な学習の時間等における研究業績と高校での探究活動への意欲等に着しく問題のある者を除く。	○	○	○		適応力 検査
				探究活動									
				中学校における学習 9教科の学習成績					○	○	○		
7	伊豆総合	工業	Ⅰ	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	希望者 20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				体育的活動									
				サッカー（男）、レスリング、野球（男）における実績、適性、活動意欲									
			Ⅱ	地域貢献		希望者 15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	
				高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
			Ⅲ	中学校における学習 美術、技術・家庭の学習成績		希望者 15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録における美術、技術・家庭の2教科の観点別学習状況の評価に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
8	蕨山	理数	Ⅰ	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。				○	○	○	○	○
				体育的活動		希望者 20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				サッカー（男）、レスリング、野球（男）における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
9	土肥分校	普通	Ⅰ	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	希望者 20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				地域貢献					○	○	○	○	○
				高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲					○	○	○	○	○
10	蕨山	理数	Ⅰ	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	本校は、生徒一人ひとりの個性を大切に、その可能性の開発を図るとともに、学校の活性化に貢献するだけでなく、授業や学校生活でもリーダーシップを発揮し、他の生徒の模範となることを期待する。	希望者 50% まで	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				体育的活動					○	○	○	○	○
				サッカー（男）、レスリング、野球（男）における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 について重視する観点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	
9	伊 豆 中 央	普通	Ⅰ	自己を鍛え、健全でたくましい精神を身につける生徒を育成するため選抜段階Ⅰを、さらに情報活用能力を駆使して地域課題の解決に向けた探究的な学びを通して、新しい時代に活躍するデジタル人材を育成するために選抜段階Ⅱを設定する。		23％ 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のあるものを除く。	○	○	○	○	○
				文化的、体育的活動					○	○	○	○	○
				陸上競技、野球（男）、バスケットボール、吹奏楽における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
				探究活動					○	○	○	○	○
				数学と理科の学習成績と総合的な学習における実績、情報活用能力の育成を目指す総合的な探究の時間に対する意欲					○	○	○	○	○
		普通	Ⅱ	数学と理科の学習成績と総合的な学習における実績、情報活用能力の育成を目指す総合的な探究の時間に対する意欲		4％ 程度	希 望 者	学力検査の得点合計が一定水準に達しており、調査書の理科学科と数学の評定に傾斜をかけた9教科の評定合計と総合的な学習の時間に関する記録及び作文の内容に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	
				探究活動					○	○	○	○	
				数学と理科の学習成績と総合的な学習における実績、情報活用能力の育成を目指す総合的な探究の時間に対する意欲					○	○	○	○	
				中学校における学習					○	○	○	○	
				9教科の学習成績					○	○	○	○	
		普通	Ⅲ	中学校における学習		23％ 程度	希 望 者	学力検査の得点合計が一定水準に達しており、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者	○	○	○	○	
				9教科の学習成績					○	○	○	○	
				本校は、部活動に真摯に取り組み、地域や社会に貢献できる人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。					○	○	○	○	
				さらに、農業後継者を育成するため、生産科学科・園芸デザイン科及び動物科学科において、選抜段階Ⅱを設定する。					○	○	○	○	
				入学した生徒には、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。					○	○	○	○	
10	田 方 農 業	生産科学 園芸デザイン	Ⅰ	体育的活動		15％ 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
				学科への適性					○	○	○	○	○
				※農業後継者としての意欲					○	○	○	○	○
				中学校における学習					○	○	○	○	○
				9教科の学習成績					○	○	○	○	○
		動物科学	Ⅱ	体育的活動		15％ 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
				学科への適性					○	○	○	○	○
				※農業後継者としての意欲					○	○	○	○	○
				中学校における学習					○	○	○	○	○
				9教科の学習成績					○	○	○	○	○
食品科学 ライフデザイン	Ⅲ	体育的活動		5％ 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○		
		野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○		
		学科への適性					○	○	○	○	○		
		※農業後継者としての意欲					○	○	○	○	○		
		中学校における学習					○	○	○	○	○		
		9教科の学習成績					○	○	○	○	○		
		生産科学 園芸デザイン	Ⅰ	体育的活動		15％ 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
				学科への適性					○	○	○	○	○
				※農業後継者としての意欲					○	○	○	○	○
		生産科学 園芸デザイン	Ⅱ	体育的活動		25％ 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲					○	○	○	○	○
				学科への適性					○	○	○	○	○
				※農業後継者としての意欲					○	○	○	○	○

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料	
15	御殿場南	〔設定の目的〕	I	体育的活動		15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の得点合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				野球（男）、バレーボール（男）、バスケットボール（女）、ハンドボール（男）における実績、適性、活動意欲									
		普通	II	中学校における学習 9教科の学習成績		25% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の学習の記録における各教科の評定に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
16	小山	〔設定の目的〕	I	体育的活動		15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
				野球（男）、バレーボール（女）、テニスにおける実績、適性、活動意欲									
		普通	II	中学校における学習 5教科を重視した9教科の学習成績		20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の学習の記録における各教科の評定に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
17	裾野	〔設定の目的〕	I	体育的活動		30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				陸上競技、野球（男）、バスケットボール（女）における実績、適性、活動意欲									
		総合	II	地域貢献 ボランティアなどの地域貢献活動における実績、関心、活動意欲		10% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
18	沼津東	〔設定の目的〕	I	体育的活動		10% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
				陸上競技、野球（男）、バスケットボール（女）における実績、適性、活動意欲									
		普通	II	中学校における学習 9教科の学習成績		18% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び観点別学習状況に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○
		理数		学校裁量枠の設定なし									

会場 番号	学校名	科名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 割 合	選 抜 対 象	選 抜 方法の概要	選 抜 資 料				参考 資料	
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		
												実 技 検 査		そ の 他
19	沼津西	〔設定の目的〕 普通		本校は校訓「克己」の下、高い志を持ち地域に貢献できる人材育成のため、普通科において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、学業と両立させながら練習に取り組み、該当部活動の実績向上に貢献するとともに、他の生徒の模範として主体的に学校生活を送ることを期待している。		希望者	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○		
				体育的活動					15% 程度					
				陸上競技、サッカー（男）、バレーボール、フエンスシングにおける実績、適性、活動意欲					20% 程度					
				中学校における学習 5教科の学習成績										
20	沼津城北	普通		本校は、校訓「自分を築くせよ」「自分を高めるな」「あすのために鍛えよ」の下、自らを鍛え、自他の人権を大切にすることを目的として選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には高い志を持ち、自ら進んで努力し、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。		希望者	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計に問題のない者を対象に、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○		
				体育的活動					15% 程度					
				野球（男）、レスリングにおける実績、適性、活動意欲					20% 程度					
				中学校における学習 9教科の学習成績										
21	沼津工業	機械 電気 電子ロボット 建設デザイン		本校は、校訓「不撓」の精神の下、21世紀を生きる有徳のエンジニアを育成するため、体育的活動を選抜段階Ⅰとして、学科への適性を選抜段階Ⅱとして設定する。 入学した生徒には、自ら進んで努力し、自立・共存・社会参画へ向け、他の生徒の模範となることを期待する。		希望者	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○		
				体育的活動					15% 程度					
				サッカー（男）、野球（男）における実績、適性、活動意欲					10% 程度					
				学科への適性 ものづくりや理科、数学の研究における実績、適性、活動意欲					25% 程度					
22	沼津商業	総合ビジネス		本校は、校訓「自主・友情・進取」の下で、高い志を持って勉学と部活動に励み、社会の発展に貢献できる生徒の育成を目指すために、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自らを鍛え成長させ、部活動の実績向上に貢献するとともに、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。		希望者	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○		
				文化的・体育的活動★					30% 程度					
				野球（男）、バレーボール（女）、バスケットボール（女）、陸上競技、吹奏楽における実績、適性、活動意欲					20% 程度					
				中学校における学習 9教科の学習成績										
		情報ビジネス		本校は、校訓「自主・友情・進取」の下で、高い志を持って勉学と部活動に励み、社会の発展に貢献できる生徒の育成を目指すために、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自らを鍛え成長させ、部活動の実績向上に貢献するとともに、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。		希望者	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○		
				文化的・体育的活動★					30% 程度					
				野球（男）、バレーボール（女）、バスケットボール（女）、陸上競技、吹奏楽における実績、適性、活動意欲					20% 程度					
				中学校における学習 9教科の学習成績										

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料									
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		実 技 検 査	そ の 他							
100	市立沼津	普通	Ⅰ	〔設定の目的〕 本校は、校訓「求道」の下、文武芸のバランスのとれた生徒の育成を目指すとともに、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。	文化的・体育的活動 野球（男）、柔道、バスケケットボール、陸上競技、バレーボール（女）、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○									
														Ⅱ	中学校における学習 優れた3教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録において優れた3教科の評定合計の上位から選抜割合までの者を合格者とする。	○	○	○	○
23	吉原	普通	Ⅰ	〔設定の目的〕 本校は、校訓「正しく 強く 明るく」の下、自分の可能性を広げ、自己実現を目指し、国際交流に関心を持ち、地域社会や国際社会で活躍・貢献する人材を育成するため、国際科に選抜段階Ⅰを設定する。	体育的活動 野球（男）、剣道、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール（男）における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○									
														Ⅱ	中学校における学習 5教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○
	国際	Ⅰ	Ⅱ	〔設定の目的〕 本校は、「努力」という信条のもと、学校教育全体で「人づくり教育」を推進し、地域に貢献できる人材育成を目指すため、工業科においては選抜段階Ⅰ、部活動においては選抜段階Ⅱを設定する。	学科への適性 ものづくりや理科、数学の研究における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の英語、国語の評定、諸活動の記録、特記事項及び口頭検査（日本語）の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	口頭 検査									
														Ⅱ	中学校における学習 5教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○
24	吉原工業	機械工学 ロボット工学 電気情報工学 理数化学	Ⅰ	〔設定の目的〕 本校は、教育目標である「社会の発展に寄与するために、主体的に学び続ける人材」の育成を目指すため、工業科においては選抜段階Ⅰ、部活動においては選抜段階Ⅱを設定する。	学科への適性 ものづくりや理科、数学の研究における実績、適性、活動意欲	10% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	適応力 検査									
														Ⅱ	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、レスリング、剣道、陸上競技における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○
25	富士	普通	Ⅰ	〔設定の目的〕 本校は、教育目標である「社会の発展に寄与するために、主体的に学び続ける人材」の育成を目指すため、工業科においては選抜段階Ⅰ、部活動においては選抜段階Ⅱを設定する。	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、ハンドボール（男）、陸上競技における実績、適性、活動意欲	8% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び5教科の評定合計が、それぞれ一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○									
														Ⅰ	中学校における学習 9教科の学習成績	30% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の得点合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料		
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料		その他	
												作文			実技検査
26	富士東	〔設定の目的〕 普通	I II	陸上競技、野球（男）、サッカー（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 5教科の学習成績	本校は、校訓「己ヲ磨キ他ニ沢クサン」の下、リーダーとして活躍する人材の育成及び部活動や教育活動全体の活性化を図るため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の中核となることに、文武両道に励み、学校生活を牽引する存在となることを期待する。	希望者 17% 程度 25% 程度	希望者 希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
27	富士宮東	〔設定の目的〕 普通	I II III	野球（男）、バスケットボール、ハンドボール（男）、ソフトテニス（女）における実績、適性、活動意欲 アートコースへの適性 美術における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 5教科の学習成績	本校は、「自分を磨き、人とつながり、幸せな地域社会を作る人材」の育成を目指し、選抜段階Ⅰ・Ⅱを設定する。 入学した生徒には、部活動、アートコース、福祉科の活性化に加え、学校生活のリーダーとなることを期待する。	希望者 25% 程度 20% 程度 5% 程度	希望者 希望者 希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
28	富士宮北	〔設定の目的〕 普通	I II III	野球（男）、陸上競技、ソフトテニス、柔道、相撲、サッカー（男）、バレーボール（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 5教科の学習成績 体育的活動 学科への適性 福祉、医療、看護分野への適性と活動意欲 中学校における学習 9教科の学習成績	本校は、文武両道の精神で勉学と部活動に励み、心身ともに健全で自立し責任を担うとする生徒の育成を目指すため、運動部において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、ひたむきに努力し、部活動の実績向上に貢献するとともに、積極的に学校生活を送り、他の生徒の模範となることを期待する。	希望者 20% 程度 20% 程度 10% 程度	希望者 希望者 希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○			
	商業	〔設定の目的〕 商業	I II	野球（男）、陸上競技、ソフトテニス、柔道、相撲、サッカー（男）、バレーボール（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 9教科の学習成績	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	希望者 20% 程度 20% 程度	希望者 希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○		

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 について重視する観点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料		
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		其 他 参 照 資 料	
												実 技 検 査			作 文
29	富士宮西	普通	I	〔設定の目的〕 本校は、部活動に真摯に取り組む、意欲ある生徒の育成を通じて、「自分で考え、主体的に行動する力（＝Agency）」と「多様な価値観を理解し、課題を多面的に見る力（＝Diversity of perspectives）」を培う教育を推進する」ため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の活性化に貢献するとともに、他の生徒の模範として意欲的に学校生活を送ることを期待する。	体育的活動 野球（男）、陸上競技、ソフトテニス、バスケケットボール（男） における実績、適性、活動意欲	希望者 17% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
30	富岳館	総合	II	〔設定の目的〕 本校は、校訓「誠実勤勉」「明朗自治」「礼讓真美」の下、たくましく生きる力や豊かな人間性を持つ人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。	体育的活動 野球（男）、陸上競技、ソフトテニス（女）、バスケケットボール、剣道における実績、適性、活動意欲	希望者 15% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
101	富士市立	ビジネス探究	I	〔設定の目的〕 本校は、授業はもとより、学校行事や部活動の充実を図り、自主性、協調性、たくましい心身を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、個々の能力をさらに伸ばし、部活動の実績向上に努めるとともに、未見の我を探索し自律する者となることを期待する。	文化的・体育的活動 野球（男）、サッカー、陸上競技、バスケケットボール、バレーボール（女）、硬式テニス、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	希望者 20% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
		スポーツ探究	I	〔設定の目的〕 本校は、伝統を誇るサッカー部を含む3部活動における優れた選手の育成と競技力の向上を通じて、さらなる学校の活性化を実現するために、普通科において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、能力を伸ばし、競技成績を向上させるとともに、精神的にも成長して他の生徒の模範となって学校生活を送ることを期待する。	学 科 へ の 適 性 野球（男）、サッカー、陸上競技、バスケケットボール、バレーボール（女）、硬式テニス、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	全 員 100%	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
		総合探究	II	〔設定の目的〕 本校は、伝統を誇るサッカー部を含む3部活動における優れた選手の育成と競技力の向上を通じて、さらなる学校の活性化を実現するために、普通科において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、能力を伸ばし、競技成績を向上させるとともに、精神的にも成長して他の生徒の模範となって学校生活を送ることを期待する。	学 校 へ の 適 性 野球（男）、サッカー、陸上競技、バスケケットボール、バレーボール（女）、硬式テニス、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	希望者 20% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
31	清水東	普通	I	〔設定の目的〕 本校は、伝統を誇るサッカー部を含む3部活動における優れた選手の育成と競技力の向上を通じて、さらなる学校の活性化を実現するために、普通科において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、能力を伸ばし、競技成績を向上させるとともに、精神的にも成長して他の生徒の模範となって学校生活を送ることを期待する。	体育的活動 野球（男）、バスケケットボール（男）における実績、適性、活動意欲	希望者 6% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○			
		理数					学校裁量枠の設定なし								

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要				選 抜 資 料				参 考 資 料
				審 査 項 目	選 抜 制 度		調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		其 他			
										実 技 検 査	そ の 他				
32	清水西	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ Ⅱ	本校は、116年の伝統の下、高い志を持って学校の活性化や地域に貢献できる人材を育成することを期待する。 入学した生徒には、自ら進んで活動に取り組む、部活動の実績向上に貢献するとともに、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。	希望者 20% 程度	希望者	実技検査の結果及び調査書の諸活動の記録に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項、並びに学力検査及び面接の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○		
				文化的・体育的活動 陸上競技、野球（男）、サッカー（男）、バレーボール（女）、バスケットボール、合唱における実績、適性、活動意欲											
				中学校における学習 9教科の学習成績											
102	静岡市立清水桜が丘	〔設定の目的〕 普通 商業	Ⅰ Ⅱ	本校は、部活動に真摯に取り組む、高い意欲ある生徒の育成を通じてスクール・ミッション「地域社会に貢献する未来の静岡の創り手を育む」を実現するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで練習し、部活動の実績向上に貢献するとともに、他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。	希望者 15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○		
				体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ハンドボール、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲											
				中学校における学習 9教科の学習成績											
34	静岡	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、歴史と伝統を誇る野球部の活動を、生徒の愛校心醸成及び学校の活性化に生かすため、野球（男）において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、競技成績の向上に努めつつ、校訓「印高（高きを仰ぐ）」のもと自分自身を成長させ続ける意思を持ち、豊かな人間関係を形成する中で、生活面での模範となることを期待する。	希望者 3% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○		
				体育的活動 野球（男）における実績、適性、活動意欲											

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 対 象	選 抜 割 合	選 抜 方 法 の 概 要				選 抜 資 料				参 考 資 料
				審 査 項 目				調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	実 技 検 査	其 他			
35	静岡城北	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、広い視野で地域の課題を発見し解決する探究活動をとおして将来のShizuokaを支え、行動する人材を育成するために、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、諸活動における学びの中で自己を律し、他者と協働しながら問い続ける資質・能力を発揮し、学校全体を活性化することを期待する。		希望者	10% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。				○	○	○	○	○
				バスケットボール（男）、サッカー（男）、陸上競技、新体操（女）における実績、適性、活動意欲				希望者				○	○	○	○	○
		グローバル	Ⅰ	学科への適性 社会の課題解決に向け行動する意欲・能力・実績（日本語での討論及び英語での質問への回答）		希望者	20% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。				○	○	○	○	適応力 検査
36	静岡東	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、スクール・ミッジョンに示すとおり、文武両道の学校として、自分に負けず、明日を拓き、主体的に社会を作っていくこうとすると人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、学習との両立を図り、部活動の模範として活躍し、他の生徒の模範となつて学校生活を送ることを期待する。		希望者	7% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。				○	○	○	○	○
				野球（男）、バスケットボール、サッカー（男）、卓球における実績、適性、活動意欲				希望者				○	○	○	○	○
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績		希望者	10% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。				○	○	○	○	○	
37	静岡西	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、スポーツコミュニケーション教育を通じて地域・社会に貢献できる人材を育成するため、スポーツコースに選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、スポーツコースにおける教育課程及び各運動部において、意欲的かつ主体的に活動するとともに、学校行事においてもリーダーとして活躍し、その他の活動においても他の生徒の模範となることとを期待する。		希望者	50% まで	実技検査の結果及び調査書の諸活動の記録に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項、並びに学力検査及び面接の結果に著しく問題のある者を除く。				○	○	○	○	○
				スポーツコースへの適性				希望者				○	○	○	○	○
		Ⅱ	本校は、他者と協働し主体的に社会の持続可能な発展に貢献する人を育てるため、体育的活動6種目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自己と他者の在り方を認め、主体的に行動できるリーダーとなることを期待する。		希望者											
38	駿河総合	〔設定の目的〕 総合	Ⅰ	本校は、他者と協働し主体的に社会の持続可能な発展に貢献する人を育てるため、体育的活動6種目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自己と他者の在り方を認め、主体的に行動できるリーダーとなることを期待する。		希望者	25% 程度	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。				○	○	○	○	○
				陸上競技、野球（男）、バレーボール（女）、バスケットボール（女）、剣道、水泳における実績、適性、活動意欲				希望者				○	○	○	○	○
		Ⅱ	中学校における学習 5教科の学習成績		希望者	25% 程度	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。				○	○	○	○	○	

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料					参 考 資 料
				審 査 項 目	制 合			調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	其 他	
39	静岡農業	生物生産 生産流通	〔設定の目的〕 Ⅰ Ⅱ	体育的活動 ハンドボール、野球（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 9教科の学習成績	8% 程度 42% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。 調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。 調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。 調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○
40	科学技術	食品科学 生活科学	〔設定の目的〕 Ⅰ Ⅱ	体育的活動 ハンドボール、野球（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 9教科の学習成績	8% 程度 42% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。 調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。 調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○
41	静岡商業	商業 情報処理 (各科共通)	〔設定の目的〕 Ⅰ Ⅱ	体育的活動★ サッカー(男)、体操、野球(男)、ラグビー（男）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 5教科の学習成績 中学校における学習 5教科の学習成績	10% 程度 40% 程度 50% まで	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果及び調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果及び調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○
41	静岡商業	商業 情報処理 (各科共通)	〔設定の目的〕 Ⅰ Ⅱ	体育的活動★ 硬式野球（男）、バスケットボール、ソフトテニス、バレーボール（女）における実績、適性、活動意欲 中学校における学習 9教科の学習成績	30% 程度 20% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。 調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果及び調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料	
				審査項目					調査書	面接	学校独自選抜資料			
											学力検査	実技検査		作文
103	静岡市立	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	教育目標にある「『文武両道』を目指し、地域社会や国際社会に貢献できる、調和のとれた創造的な人間」を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、文武両道の実践と諸活動における中核的役割を果たし、他の生徒の模範となることを期待する。		10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○	
				体育的活動										
				野球（男）、テニス、陸上競技、剣道、バスケットボール（男）、サッカー（男）、体操における実績、適性、活動意欲										
	科学探究	Ⅰ	学科への適性		10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録・特記事項及び作文の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○				
			中学校における科学的・数学的な活動実績（課題研究等）及び科学的・数学的な見方に対する関心、活動意欲											
	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、高校生活に明確な目標を持ち、その実現に向け真摯に取り組む生徒を育成するため、体育的活動において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、高い志を掲げ、部活動の実績向上に貢献するとともに、強い意志で学習と部活動を両立し、他の生徒の模範となり学校生活を送ることを期待する。		10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○		
			体育的活動											
			レスリング、野球（男）、サッカー（男）、バスケットボール、バレーボール（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲											
43	焼津中央	普通	Ⅱ	中学校における学習 5教科の学習成績		20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○			
	〔設定の目的〕 海洋科学 栽培漁業 食品科学 流通情報 （各科共通）	Ⅰ	本校は、質実剛健の校訓のもと、次代を担う有為な人材を育成するとともに、学習や学校行事に積極的に取り組み、他の生徒の模範となることを期待する。		15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び面接の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		○
			体育的活動★											
			野球（男）、レスリング、相撲における実績、適性、活動意欲											
44	焼津水産	（各科共通）	Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績、学習意欲		30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び面接の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○			
	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、「成長する人」「共生する人」「有為の人」を教育目標に掲げ、高い志を持ち地域に貢献できる人材を育成するため、普通科において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の実績向上に貢献するとともに、部活動以外の場面ににおいても他の生徒の模範として積極的に学校生活を送り、学校の活性化に資することを期待する。		20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		○
			体育的活動											
			野球（男）、サッカー、バスケットボール（女）、体操（女）、陸上競技における実績、適性、活動意欲											
45	清流館	普通	Ⅱ	中学校における学習 5教科の学習成績		20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○			
	福祉	Ⅰ	中学校における学習 5教科の学習成績		20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における5教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○				
	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	本校は、校訓「至誠一貫」とサッカーを校技とする理念に基づき「文武両道」の精神の下、高い志を抱いて真摯に活動に取り組む生徒の育成を通じて、学校のさらなる活性化を図るため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、個々の能力を最大限発揮し、文武両道を実践する者として、学校の牽引的な役割を果たすことを期待する。		8% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○		○
			体育的活動											
			サッカー（男）、野球（男）、バスケットボール（男）、陸上競技における実績、適性、活動意欲											
46	藤枝東	普通	Ⅰ	本校は、校訓「至誠一貫」とサッカーを校技とする理念に基づき「文武両道」の精神の下、高い志を抱いて真摯に活動に取り組む生徒の育成を通じて、学校のさらなる活性化を図るため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、個々の能力を最大限発揮し、文武両道を実践する者として、学校の牽引的な役割を果たすことを期待する。		8% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○			○

会場番号	学校名	科名 〔設定の目的〕	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料 事前調査	
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料 作文 実技検査 その他		
47	藤枝西	〔設定の目的〕	普通	I	体育的活動		19% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	
					地域貢献									
					地域貢献への活動意欲						○	○		適応力 検査
					中学校における学習						○	○		
48	藤枝北	総合	I	国語、数学及び英語を重視した5教科の学習成績		20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、5教科の評定合計及び学習の基盤である国語、数学及び英語の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○			
				体育的活動										
				サッカー（男）、野球（男）、バレーボール（女）、レスリング、陸上競技における実績、適性、活動意欲						○	○	○	○	
				中学校における学習						○	○			
49	島田	普通	I	9教科の学習成績		25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、実技検査の結果及び調査書の諸活動の記録に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○			
				体育的活動										
				陸上競技、野球（男）、サッカー（男）における実績、適性、活動意欲						○	○	○	○	
				中学校における学習						○	○			
50	島田工業	機械 電気 【1類】 建築 都市工学 【2類】 （各都共通）	I	5教科の学習成績		30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○		
				体育的活動										
				中学校における学習						○	○			
				5教科の学習成績						○	○	○		

会 場 番 号	学 校 名	科 名 〔設定の目的〕	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料					参 考 資 料 事 前 調 査
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	其 他	
51	島田商業	商業	Ⅰ	体育的活動	28% 程度	希望 者	希望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○
				野球（男）、サッカー（男）、バレーボール（女）、バスケットボール（女）における実績、適性、活動意欲										
				学科への適性	5% 程度									
				地域探究活動や商業科目に対する実績・関心・意欲										
53	川根	共創	Ⅱ	中学校における学習	17% 程度	希望 者	希望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○
				9教科の学習成績										
				体育的活動	20% 程度									
				野球（男）、カスーにおける適性、活動意欲										
54	榛原	普通	Ⅲ	探究活動	5% 程度	希望 者	希望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、適応力検査の結果に優れた者を対象に、調査書の諸活動の実績に優れた者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項並びに調査書の総合的な学習の時間の記録における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項並びに学力検査及び面接の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○
				探究活動における実績、活動意欲										
				探究活動における内容、意欲及び態度（分野・テーマは自由）										
				探究活動における学習	30% 程度									
	理数	Ⅰ	Ⅱ	5教科の学習成績	10% 程度	希望 者	希望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の実績に優れた者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項並びに調査書の総合的な学習の時間の記録における9教科の評定合計及び諸項目の記載事項並びに学力検査及び面接の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○
				探究活動										
				探究活動における内容、意欲及び態度（分野・テーマは理系に関連した領域）										
				探究活動における学習	40% 程度									

会 場 番 号	学 校 名	科 名 〔設定の目的〕	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 割 合	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料					参 考 資 料 事 前 調 査				
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料						
												実 技 検 査	そ の 他					
55	相良	〔設定の目的〕	I	本校は、校訓「誠実」「自主」「創造」及び「地域を愛し 地域から愛され続ける」の下、部活動や地域貢献活動に真摯に取り組む、将来の地域社会を支えていく人材を育成するため、選抜段階Ⅰ及びⅡを設定する。 入学した生徒には、部活動及び地域貢献活動だけでなく、学校行事や探究活動の中心となり、他の生徒の模範となることを期待する。		希望者 20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○					
				体育的活動														
				サッカー（男）、野球（男）、バスケットボール（男）における実績、適性、活動意欲														
				普通	II				地域貢献		10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		適応力 検査
									高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
									中学校における学習 9教科の学習成績									
56	掛川東	〔設定の目的〕	I	本校は、校訓「誠実」「自主」「創造」及び「地域を愛し 地域から愛され続ける」の下、部活動や地域貢献活動に真摯に取り組む、将来の地域社会を支えていく人材を育成するため、選抜段階Ⅰ及びⅡを設定する。 入学した生徒には、部活動及び地域貢献活動だけでなく、学校行事や探究活動の中心となり、他の生徒の模範となることを期待する。		希望者 20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○					
				体育的活動														
				サッカー（男）、野球（男）、バスケットボール（男）における実績、適性、活動意欲														
				商業	II				地域貢献		5% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		適応力 検査
									高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
									中学校における学習 9教科の学習成績									
57	掛川西	〔設定の目的〕	I	本校は、教育目標「集団の中で切磋琢磨し、自他を認め合い、たくましく心身と豊かな感性を身につける」を実現するため、体育的活動4科目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の競技成績向上に資するとともに、文武両道での活躍を期待する。		希望者 18% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○					
				体育的活動														
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、バレーボール（女）における実績、適性、活動意欲														
				普通	II				中学校における学習 9教科の学習成績		希望者 17% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		
									高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
									中学校における学習 9教科の学習成績									
58	掛川西	〔設定の目的〕	I	本校は、教育目標「集団の中で切磋琢磨し、自他を認め合い、たくましく心身と豊かな感性を身につける」を実現するため、体育的活動4科目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の競技成績向上に資するとともに、文武両道での活躍を期待する。		希望者 18% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○					
				体育的活動														
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、バレーボール（女）における実績、適性、活動意欲														
				普通	II				中学校における学習 9教科の学習成績		希望者 17% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		
									高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
									中学校における学習 9教科の学習成績									
59	掛川西	〔設定の目的〕	I	本校は、教育目標「集団の中で切磋琢磨し、自他を認め合い、たくましく心身と豊かな感性を身につける」を実現するため、体育的活動4科目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、部活動の競技成績向上に資するとともに、文武両道での活躍を期待する。		希望者 18% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○					
				体育的活動														
				野球（男）、サッカー（男）、ソフトボール（女）、バレーボール（女）における実績、適性、活動意欲														
				普通	II				中学校における学習 9教科の学習成績		希望者 17% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		
									高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲									
									中学校における学習 9教科の学習成績									

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料
									調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	其 他
58	掛川工業	機械工学 電気電子工学 建築設備工学 (各科共通)	Ⅰ Ⅱ	〔設定の目的〕	審査項目	15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
59	横須賀	情報工学	Ⅰ Ⅱ	〔設定の目的〕	野球(男)、サッカー(男)、バレーボール(男)における実績、適性、活動意欲	30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
60	池新田	普通	Ⅰ Ⅱ Ⅲ	〔設定の目的〕	野球(男)、サッカー(男)、剣道、陸上競技における実績、適性、活動意欲	22% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	口頭 検査

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方法の概要	選 抜 資 料				参 考 資 料
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料	
61	小笠	総合	Ⅰ	サッカー (男)、バスケットボール、バレーボール (女)、陸上競技、野球 (男)、柔道、吹奏楽における実績、活動意欲	文化的・体育的活動	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
				学校行事、地域との関わり、ボランティア活動等のいずれかにおける、リーダーとしての実績、活動意欲	特別活動等	5% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、口頭検査において、学校行事、地域との関わり、ボランティア活動等のいずれかにおける、リーダーとしての実績、活動意欲に優れた者を合格者とする。ただし、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		口頭 検査
				中学校における学習	中学校における学習	15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
				9教科の学習成績	9教科の学習成績			調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
62	遠江総合	総合	Ⅰ	野球 (男)、サッカー (男)、バスケットボール (男) における 実績、適性、活動意欲	体育的活動	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
				高校在学中及び卒業後における地域貢献への意欲	地域貢献	5% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び口頭検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		口頭 検査
				中学校における学習	中学校における学習	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
				9教科の学習成績	9教科の学習成績			調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
63	袋井	普通	Ⅰ	野球 (男)、サッカー (男)、陸上競技における実績、活動意欲	体育的活動	14% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
				中学校における学習	中学校における学習	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
				9教科の学習成績	9教科の学習成績			調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		
								調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題がなく、学力検査の結果が一定水準に達している者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料	
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料		
												実技検査		その他
64	袋井商業	〔設定の目的〕 商業	Ⅰ	野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、バレーボール（女）、バスケットボール、卓球、吹奏楽における実技、適性、活動意欲	30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
													文化的・体育的活動	
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○						
			〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	陸上競技、野球（男）、テニス（女）、剣道、水球（男）、バスケットボール（女）における実績、適性、活動意欲	10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	
65	磐田南	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	陸上競技、野球（男）、テニス（女）、剣道、水球（男）、バスケットボール（女）における実績、適性、活動意欲	10% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
													文化的・体育的活動	
		理数												
														〔設定の目的〕 普通
66	磐田北	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、バスケットボール（女）、剣道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
													文化的・体育的活動	
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○		
			〔設定の目的〕 福祉	Ⅰ	野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、バスケットボール（女）、剣道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	
Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○	○			

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 について重視する観点		選 抜 制 度	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料	
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		
												実 技 検 査		そ の 他
67	磐田農業	〔設定の目的〕 生産科学 生産流通 食品科学 生活科学 (各科共通)	Ⅰ	体育的活動 ★ 水泳、陸上競技、野球（男）、バレーボール（男）、バスケットボール（男）における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者は除く。	○	○	○	○	○		
			Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	25% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○			
		Ⅰ	水泳、陸上競技、野球（男）、バレーボール（男）、バスケットボール（男）における実績、適性、活動意欲	30% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者は除く。	○	○	○	○	○			
Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○					
68	磐田西	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	体育的活動 剣道、サッカー（男）、野球（男）における実績、適性、活動意欲	15% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
			Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○		
		総合ビジネス	Ⅰ	剣道、サッカー（男）、野球（男）における実績、適性、活動意欲	15% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○	○	
Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	20% 程度	希 望 者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○	○			

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料	
72	浜松南	〔設定の目的〕	I	普通	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、バスケットボール（女）、陸上競技、バレーボールにおける実績、適性、活動意欲	8％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
									○	○	○	○	
		理数	I	中学校における学習 数学、理科、英語の学習成績	25％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における数学、理科及び英語の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○		
								○	○	○	○		
73	浜松湖東	〔設定の目的〕	I	普通	文化的・体育的活動 陸上競技、バスケットボール、サッカー（男）、バレーボール（男）、野球（男）、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	23％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
									○	○	○	○	
		II	中学校における学習 9教科の学習成績	25％ 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○			
							○	○	○	○			
74	浜松湖南	〔設定の目的〕	I	普通	文化的・体育的活動 野球（男）、陸上競技、バスケットボール（男）、サッカー（男）、テニス（男）、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	12％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
									○	○	○	○	
		II	中学校における学習 9教科の学習成績	30％ 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○			
							○	○	○	○			
英語	I	積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする意欲、態度、適性及び論理的な思考力	30％ 程度	全員	調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び学力検査の結果が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における英語の評定及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	適応力検査			
						○	○	○	○	○		○	
75	浜松 江之島	〔設定の目的〕	I	普通	体育的活動 野球、サッカーにおける実績、適性、活動意欲	20％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、実技検査の結果及び調査書の諸活動の記録に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○
									○	○	○	○	
		II	特別活動等 生徒会活動に関わり、共生・共育を推進する意欲	5％ 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、生徒会活動又は校外活動等の経験及び口頭検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	口頭検査		
							○	○	○	○		○	○
芸術	I	音楽専攻希望者は音楽、美術専攻希望者は美術に対する適性、関心、活動意欲	100％	全員	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、実技検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○		

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 割 合	選 抜 対 象	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料 事 前 調 査	
				審 査 項 目					調 査 本 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		
												実 技 検 査		そ の 他
76	浜松東	〔設定の目的〕 普通	Ⅰ	文化的・体育的活動 サッカー（男）、ソフトボール（女）、バスケットボール（女）、バレーボール（女）、水泳、野球（男）、柔道、卓球、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
			Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
		総合ビジネス	Ⅰ	文化的・体育的活動 サッカー（男）、ソフトボール（女）、バスケットボール（女）、バレーボール（女）、水泳、野球（男）、柔道、卓球、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
			Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○		
77	浜松 大平台	〔設定の目的〕 総合	Ⅰ	体育的活動 野球（男）、サッカー（男）、陸上競技、ボートにおける実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題がなく、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に一定水準に達している者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果を総合的に評価し優れたものを合格者とする。	○	○	○	○	○		
				中学校における学習 9教科の学習成績	30% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○	○		

会 場 番 号	学 校 名	科 名	選 抜 段 階	選 抜 に お い て 重 視 す る 観 点		選 抜 対 象	選 抜 割 合	選 抜 方 法 の 概 要	選 抜 資 料				参 考 資 料		
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料			
												実 技 検 査		作 文	そ の 他
		〔設定の目的〕		本校は、質実剛健の校訓の下で、勤労と奉仕の精神に優れ、高度な工業技術を持った地域社会に貢献できる人材育成を目指すため、選抜段階Ⅰを設定する。入学した生徒には、節活動の実績向上に貢献するとともに、文武両道を実現して他の生徒の模範として積極的に学校生活を送ることを期待する。											
浜松工業	機械 土木 (各科共通)	Ⅰ	野球（男）、陸上競技、バレーボール（男）、サッカー（男）、テニス、柔道、剣道、ラグビー（男）、バスケットボール（男）、卓球、水泳、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	文化的・体育的活動	希望者	30% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○			○	○		
					希望者	20% 程度		○	○						
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	文化的・体育的活動	希望者	25% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○		
					希望者	25% 程度		○	○	○					
	建築 システム化学 (各科共通)	Ⅰ	野球（男）、陸上競技、バレーボール（男）、サッカー（男）、テニス、柔道、剣道、ラグビー（男）、バスケットボール（男）、卓球、水泳、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	文化的・体育的活動	希望者	20% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○		
					希望者	30% 程度		○	○	○					
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	文化的・体育的活動	希望者	10% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○		
					希望者	40% 程度		○	○	○					
	情報技術	Ⅰ	野球（男）、陸上競技、バレーボール（男）、サッカー（男）、テニス、柔道、剣道、ラグビー（男）、バスケットボール（男）、卓球、水泳、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	文化的・体育的活動	希望者	15% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○		
					希望者	35% 程度		○	○	○					
		Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	文化的・体育的活動	希望者	15% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○		
					希望者	35% 程度		○	○	○					
デザイン	Ⅰ	野球（男）、陸上競技、バレーボール（男）、サッカー（男）、テニス、柔道、剣道、ラグビー（男）、バスケットボール（男）、卓球、水泳、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	文化的・体育的活動	希望者	35% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○		○	○			
				希望者	15% 程度		○	○	○						
	Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	文化的・体育的活動	希望者	35% 程度	調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計及び科の学習の基礎である数学、理科、英語の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○	○			
				希望者	35% 程度		○	○	○						
理数工学	Ⅰ	野球（男）、陸上競技、バレーボール（男）、サッカー（男）、テニス、柔道、剣道、ラグビー（男）、バスケットボール（男）、卓球、水泳、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	文化的・体育的活動	希望者	35% 程度	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○	○			
				希望者	35% 程度		○	○	○						
	Ⅱ	中学校における学習 9教科の学習成績	数学、理科、英語を重視した9教科の学習成績	希望者	35% 程度	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○		○	○			
				希望者	35% 程度		○	○	○						

会場番号	学校名	科名	選抜段階	選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料				参考資料																													
				審査項目					調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料																														
												実技検査		作文	その他																											
82	浜北西	〔設定の目的〕 普通	I	野球(男)、バレーボール(女)、陸上競技、サッカー(男)、ソフトボール(女)、バスケットボール(男)、テニス(女)、柔道、剣道、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○																														
													II	探究活動	3% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、適応力検査(ブレゼンテーション)の結果及び調査書の総合的な学習の時間の記載事項や探究活動の実績に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	適応力 検査																				
																							III	中学校における学習 9教科の学習成績	22% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○											
																																〔設定の目的〕 普通	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	
																																										産業マネジメントⅠ (農業)
産業マネジメントⅡ (工業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																																	
										産業マネジメントⅢ (商業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																							
〔設定の目的〕	本校は、「誠実」の校訓の下で、自主・自律の精神と思いやりの心を培うことができる人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで努力し、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。	野球(男)、弓道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																																	
83	浜松湖北	〔設定の目的〕 普通	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○																														
													産業マネジメントⅡ (工業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																				
																							産業マネジメントⅢ (商業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○										
																																	〔設定の目的〕	本校は、「誠実」の校訓の下で、自主・自律の精神と思いやりの心を培うことができる人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで努力し、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。	野球(男)、弓道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○
産業マネジメントⅢ (商業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																																	
										〔設定の目的〕	本校は、「誠実」の校訓の下で、自主・自律の精神と思いやりの心を培うことができる人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで努力し、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。	野球(男)、弓道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																							
84	新居	〔設定の目的〕 普通	I	野球(男)、サッカー(男)、卓球、ボート、水泳、陸上競技における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○																														
													II	探究活動	5% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、適応力検査(ブレゼンテーション)の結果及び調査書の総合的な学習の時間の記載事項や探究活動の実績に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	適応力 検査																				
																							III	中学校における学習 9教科の学習成績	25% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○	○	○											
																																〔設定の目的〕	本校は、「勉学・礼儀・積善」の校訓の下で、心身ともに健全で実践力と創造力を持ち、高い志で地域に貢献できる人材育成を目指すため、選抜段階Ⅰ及び選抜段階Ⅱを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで活動に取り組み、部活動の実績向上及び地域に積極的に学校生活を送ることを期待する。	野球(男)、サッカー(男)、卓球、ボート、水泳、陸上競技における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	
																																										産業マネジメントⅡ (工業)
産業マネジメントⅢ (商業)	I	野球(男)、陸上競技、サッカー(男)、剣道、柔道、ラグビー(男)、吹奏楽における実績、適性、活動意欲	25% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																																	
										〔設定の目的〕	本校は、「誠実」の校訓の下で、自主・自律の精神と思いやりの心を培うことができる人材を育成するため、選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒には、自ら進んで努力し、他の生徒の模範として学校生活を送ることを期待する。	野球(男)、弓道における実績、適性、活動意欲	20% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○																							

会場番号	学校名	科名 〔設定の目的〕	選抜段階		選抜において重視する観点		選抜割合	選抜対象	選抜方法の概要	選抜資料					参考資料																										
					審査項目						調査書	学力検査	面接	学校独自選抜資料																											
														実技		その他																									
85	湖西	普通	I		野球(男)、柔道(男)、陸上競技、バレーボール(男)、卓球における実績、適性、活動意欲	体育的活動	30% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○																											
															II	地域貢献	高校在学中及び卒業後における地域と連携した活動等への活動意欲	5% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の特別活動・諸活動の記録及び口頭検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	口頭 検査																	
																									III	中学校における学習 9教科の学習成績	15% 程度	希望者	調査書の諸項目の記載事項、学力検査及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の学習の記録における9教科の評定合計に優れた者を合格者とする。	○	○										
																																		〔設定の目的〕	本校は、知・徳・体の調和のとれた全人教育の理念の下、各自が文武両道に真摯に取り組み、各分野で全国大会に出場している。伝統を受け継ぎ高い意識を共有する「チームいちりっ」の中心となる生徒を育成するため、体育的活動10種目において選抜段階Ⅰを設定する。 入学した生徒は、優れた能力を発揮し、他生徒の模範となることを期待する。	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○
浜松市立	I	普通	体育的活動	15% 程度	希望者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項及び面接の結果に問題のない者を対象に、調査書の諸活動の記録及び実技検査の結果に優れた者を合格者とする。ただし、学力検査の結果に著しく問題のある者を除く。	○	○	○	○	○																														

【単位制による定時制の課程】

会場 番号	学校名	科名	選 抜 段 階	選 抜 において重視する観点		選 抜 割 合	選 抜 対 象	選 抜 方法の概要	選 抜 資 料				参 考 資 料						
				審 査 項 目					調 査 書	学 力 検 査 又 は 作 文	面 接	学 校 独 自 選 抜 資 料		実 技 検 査	そ の 他				
52	ふじのくに 国際	普通	Ⅰ	国際バカロレア・ディプロマ・プログラム		10% 程度	希 望 者	調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査（又は作文）及び面接の結果に問題のない者を対象に、適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	適応力 検査							
				国際バカロレア・ディプロマ・プログラムに対する関心及び適性															
				探究活動		25% 程度	希 望 者							調査書の学習の記録における9教科の評定合計が一定水準に達しており、調査書の諸項目の記載事項、学力検査（又は作文）及び面接の結果に問題のない者を対象に、中学校の総合的な学習の時間又は校外活動等の実績及び適応力検査の結果に優れた者を合格者とする。	○	○	○	適応力 検査	
				総合的な学習の時間又は校外活動等における実績及び活動意欲															
				意欲		15% 程度	希 望 者												
高校において積極的に学校生活を送ろうとする意欲																			

(付属資料4) 併願できる学科(科)数及び併願における選抜方法

<全日制の課程> (複数学科(科)を併設している学校のみ)

会場 番号	学 校 名	一 般 選 抜						再 募 集		
		併願できる学科（科）数				学科(科)の併願に おける選抜方法		併願できる学科（科）数		
		学校 裁量枠	共通枠							
		第2志望 まで	第2志望 まで	第3志望 まで	第4志望 まで	共通枠第 1段階か ら扱う	共通枠第 3段階で 扱う	第2志望 まで	第3志望 まで	第4志望 まで
1	下田		○			○		○		
4	伊豆伊東		○				○	○		
7	伊豆総合		○				○	○		
8	韮山		○			○		○		
10	田方農業		○				○	○		
14	御殿場		○				○	○		
18	沼津東		○			○		○		
19	沼津西※		○				○	○		
22	沼津商業	○	○				○	○		
23	吉原		○				○	○		
25	富士		○			○		○		
27	富士宮東		○				○	○		
28	富士宮北		○				○	○		
101	富士市立※		○	○			○	○	○	
31	清水東		○			○		○		
33	清水南※		○				○	○		
102	静岡市立清水桜が丘		○				○	○		
35	静岡城北		○			○		○		
39	静岡農業			○			○		○	
40	科学技術	○		○			○	○		
41	静岡商業	○	○				○	○		
103	静岡市立		○			○		○		
44	焼津水産	○	○				○	○		
45	清流館		○				○	○		
50	島田工業		○				○	○		
54	榛原		○			○		○		
55	相良		○				○	○		
57	掛川西		○			○		○		
58	掛川工業				○		○			○
65	磐田南		○			○		○		
66	磐田北		○				○	○		
67	磐田農業	○		○			○		○	
68	磐田西		○				○	○		
69	天竜※		○	○			○	○	○	
70	浜松北		○				○	○		
72	浜松南		○			○		○		
74	浜松湖南		○			○		○		
75	浜松江之島※		○				○	○		
76	浜松東			○			○		○	
78	浜松工業				○		○			○
79	浜松城北工業				○		○			○
80	浜松商業	○	○				○	○		
83	浜松湖北				○		○			○

※ (注1) 一般選抜の併願は共通枠において実施するので、沼津西高校、清水南高校及び浜松江之島高校における同一校内学科間併願は、芸術科を第1志望とする場合のみ実施する。富士市立高校における併願は、スポーツ探究科を第1志望とする場合又はビジネス探究科と総合探究科との間で併願する場合に実施する。また、天竜高校における併願は、福祉科を第1志望とする場合又は森林・環境科と総合学科との間で併願する場合に実施する。

(注2) 再募集においては、沼津西高校、清水南高校、浜松江之島高校における併願は、芸術科を第1志望とする場合のみ実施する。富士市立高校における併願は、スポーツ探究科を第1志望とする場合又はビジネス探究科と総合探究科との間で併願する場合に実施する。また、天竜高校における併願は、福祉科を第1志望とする場合又は森林・環境科と総合学科との間で併願する場合に実施する。

(注3) 再募集においては、沼津西高校、清水南高校及び浜松江之島高校における芸術科並びに富士市立高校におけるスポーツ探究科を志願する場合は、実技検査を実施する。

(付属資料5) 傾斜配点及び特色ある面接実施校

1 一般選抜における傾斜配点実施校、実施学科、実施教科及び倍率（共通枠において実施）

会場 番号	学 校 名	学科 (科) 名	調査書の学習の記録									学力検査の結果				
			国語	社会	数学	理科	英語	音楽	美術	保健	技 家	国語	社会	数学	理科	英語
1	下田	理数			1.5	1.5	1.5							1.5	1.5	1.5
8	韮山	理数			1.5	1.5								1.5	1.5	
18	沼津東	理数												1.5	1.5	1.5
25	富士	理数			1.5	1.5								1.5	1.5	
31	清水東	理数			1.5	1.5	1.5							1.5	1.5	1.5
35	静岡城北	グローバル										1.3	1.3			1.3
103	静岡市立	理数												1.5	1.5	1.5
54	榛原	理数												1.5	1.5	1.5
57	掛川西	理数			1.5	1.5	1.5							1.5	1.5	1.5
65	磐田南	理数			1.5	1.5	1.5							1.5	1.5	1.5
72	浜松南	理数												1.5	1.5	1.5
74	浜松湖南	英語					1.5									1.5
75	浜松江之島	芸術						2.0	2.0							

(注) 浜松江之島高校の傾斜配点は、音楽専攻希望者は音楽を、美術専攻希望者は美術を2倍する。

2 特色ある面接実施校、実施学科及び概要

(特別選抜)

会場 番号	学校名	学科 (科) 名	概 要
70	浜松北	国際	与えられたテーマに沿ったグループ面接（35分程度の討論等）

(一般選抜)

会場 番号	学校名	学科 (科) 名	概 要
1	南伊豆分校	農業	与えられたテーマに沿ったグループ面接（20分の考えをまとめるためのカード作成、15分程度のカードをもとにした発表や話し合い等）
56	掛川東	普通	与えられたテーマに沿ったグループ面接（25分程度の討論等）
57	掛川西	普通	与えられたテーマに沿ったグループ面接（20分程度のディベート形式による討論等）
		理数	
65	磐田南	普通	与えられたテーマに沿ったグループ面接（25分程度の討論等）
		理数	
70	浜松北	普通	与えられたテーマに沿ったグループ面接（35分程度の討論等）
		国際	

(付属資料5の2) 全日制の課程における面接の回数及び方法

会場 番号	学 校 名	学科名	特別選抜		一般選抜	
			回数	方法	回数	方法
1	下田	普通			2	個、集
		理数			2	個、集
	南伊豆分校	農業			2	個、グ
2	松崎	普通	2	個、集	2	個、集
3	稲取	普通			2	個、集
4	伊豆伊東	普通			2	個、集
		商業			2	個、集
6	熱海	普通	2	個、集	2	個、集
7	伊豆総合	工業			2	個、集
		総合			2	個、集
	土肥分校	普通	2	個、個	2	個、集
8	韮山	普通			2	個、集
		理数			2	個、集
9	伊豆中央	普通			1	個
10	田方農業	農業			1	個
11	三島南	普通	1	個	1	個
12	三島北	普通			2	個、集
14	御殿場	工業			1	個
		商業			1	個
		家庭			1	個
15	御殿場南	普通			2	個、集
16	小山	普通			2	個、集
17	裾野	総合	1	個	1	個
18	沼津東	普通			2	個、集
		理数			2	個、集
19	沼津西	普通			2	個、集
		芸術			2	個、集
20	沼津城北	普通	2	個、集	2	個、集
21	沼津工業	工業			2	個、集
22	沼津商業	商業			2	個、集
100	市立沼津	普通			1	個
23	吉原	普通			2	個、集
		国際	2	個、集	2	個、集
24	吉原工業	工業			2	個、集
25	富士	普通			1	個
		理数			1	個
26	富士東	普通	1	個	1	個
27	富士宮東	普通	2	個、集	2	個、集
		福祉			2	個、集
28	富士宮北	普通			2	個、集
		商業			2	個、集
29	富士宮西	普通			2	個、集
30	富岳館	総合			2	個、集
101	富士市立	商業			2	個、集
		体育			2	個、集
		その他			2	個、集
31	清水東	普通			1	個
		理数			1	個
32	清水西	普通			2	個、集
33	清水南	普通			2	個、集
		芸術			2	個、集
102	静岡市立清水桜が丘	普通	2	個、集	2	個、集
		商業			2	個、集
34	静岡	普通			1	個
35	静岡城北	普通	1	個	1	個
		国際	1	個	1	個
36	静岡東	普通			1	個
37	静岡西	普通			2	個、集
38	駿河総合	総合	2	個、集	1	個
39	静岡農業	農業			2	個、集
40	科学技術	工業			1	個
		理数			1	個
41	静岡商業	商業			2	個、集

会場 番号	学 校 名	学科名	特別選抜		一般選抜	
			回数	方法	回数	方法
103	静岡市立	普通	2	個、集	2	個、集
		理数			2	個、集
43	焼津中央	普通			1	個
44	焼津水産	水産			2	個、集
45	清流館	普通	2	個、集	2	個、集
		福祉			2	個、集
46	藤枝東	普通			1	個
47	藤枝西	普通			1	個
48	藤枝北	総合			1	個
49	島田	普通			1	個
50	島田工業	工業			2	個、集
51	島田商業	商業			2	個、集
53	川根	共創	1	個	1	個
54	榛原	普通			1	個
		理数			1	個
55	相良	普通			2	個、集
		商業			2	個、集
56	掛川東	普通			1	グ
		理数			1	グ
57	掛川西	理数			1	グ
58	掛川工業	工業			1	個
59	横須賀	普通	1	個	1	個
60	池新田	普通			1	個
61	小笠	総合	2	個、個	1	個
62	遠江総合	総合	1	個	1	個
63	袋井	普通	1	個	1	個
64	袋井商業	商業			1	個
65	磐田南	普通			1	グ
		理数			1	グ
66	磐田北	普通			1	個
		福祉			1	個
67	磐田農業	農業			1	個
68	磐田西	普通			1	個
		商業			1	個
69	天竜	農業			1	個
		福祉			1	個
		総合			1	個
		普通	2	個、個	2	個、集
70	浜松北	普通			1	グ
		国際	1	グ	1	グ
71	浜松西	普通			1	集、集
72	浜松南	普通	2	個、集	2	集、集
		理数	2	個、集	2	集、集
73	浜松湖東	普通	1	個	1	個
74	浜松湖南	普通			1	個
		英語	1	個	1	個
75	浜松江之島	普通	1	個	1	個
		芸術			1	個
76	浜松東	普通	1	個	1	個
		商業	1	個	1	個
77	浜松大平台	総合			1	個
78	浜松工業	工業			1	個
79	浜松城北工業	工業			1	個
80	浜松商業	商業			1	個
81	浜名	普通			2	集、集
82	浜北西	普通			1	個
83	浜松湖北	普通			2	個、集
		農業			2	個、集
		工業			2	個、集
		商業			2	個、集
84	佐久間分校	普通	2	個、集	2	個、集
		普通	1	個	1	個
85	新居	普通	1	個	1	個
85	湖西	普通			2	個、集
104	浜松市立	普通	2	個、集	2	個、集

(注) 「個」は個人面接、「集」は集団面接、「グ」はグループ面接を表す。

(付属資料6) 再募集における作文又は小論文及び面接の実施(全日制の課程)

会場 番号	学 校 名	学科名	作 文	小 論 文	実技 検査	面接	
						回数	方法
1	下田	普通		○		2	個、個
		理数		○		2	個、個
	南伊豆分校	農業	○			2	個、個
2	松崎	普通	○			2	個、集
3	稲取	普通	○			2	個、集
4	伊豆伊東	普通	○			2	個、集
		商業	○			2	個、集
6	熱海	普通	○			2	個、集
7	伊豆総合	工業	○			2	個、集
		総合	○			2	個、集
		普通	○			2	個、集
8	韭山	普通		○		2	個、集
		理数		○		2	個、集
9	伊豆中央	普通		○		1	個
10	田方農業	農業	○			1	個
11	三島南	普通	○			1	個
12	三島北	普通		○		2	個、集
14	御殿場	工業	○			2	個、個
		商業	○			2	個、個
		家庭	○			2	個、個
15	御殿場南	普通		○		2	個、集
16	小山	普通		○		2	個、集
17	裾野	総合	○			1	個
18	沼津東	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
19	沼津西※	普通		○		2	個、集
		芸術		○	○	2	個、集
20	沼津城北	普通	○			2	個、集
21	沼津工業	工業	○			2	個、集
22	沼津商業	商業	○			2	個、集
100	市立沼津	普通	○			1	個
23	吉原	普通		○		2	個、集
		国際		○		2	個、集
24	吉原工業	工業	○			2	個、集
25	富士	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
26	富士東	普通		○		1	個
27	富士宮東	普通	○			2	個、集
		福祉	○			2	個、集
28	富士宮北	普通		○		2	個、集
		商業		○		2	個、集
29	富士宮西	普通		○		2	個、集
30	富岳館	総合	○			1	個
101	富士市立※	商業	○			1	個
		体育	○		○	1	個
		その他	○			1	個
31	清水東	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
32	清水西	普通	○			2	個、集
33	清水南※	普通		○		2	個、集
		芸術		○	○	2	個、集
102	静岡市立清水桜が丘	普通	○			1	個
		商業	○			1	個
34	静岡	普通		○		1	個
35	静岡城北	普通	○			1	個
		国際	○			1	個
36	静岡東	普通		○		1	個
37	静岡西	普通	○			2	個、集
38	駿河総合	総合	○			1	個
39	静岡農業	農業	○			2	個、集
40	科学技術	工業	○			1	個
		理数	○			1	個
41	静岡商業	商業	○			2	個、集

会場 番号	学 校 名	学科名	作 文	小 論 文	実技 検査	面接	
						回数	方法
103	静岡市立	普通		○		2	個、集
		理数		○		2	個、集
43	焼津中央	普通		○		1	個
44	焼津水産	水産	○			2	個、集
45	清流館	普通	○			2	個、個
		福祉	○			2	個、個
46	藤枝東	普通		○		1	個
47	藤枝西	普通		○		1	個
48	藤枝北	総合	○			1	個
49	島田	普通		○		1	個
50	島田工業	工業	○			2	個、集
51	島田商業	商業	○			2	個、集
53	川根	共創	○			1	個
54	榛原	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
55	相良	普通	○			2	個、集
		商業	○			2	個、集
56	掛川東	普通		○		1	個
57	掛川西	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
58	掛川工業	工業	○			1	個
59	横須賀	普通	○			1	個
60	池新田	普通	○			1	個
61	小笠	総合	○			1	個
62	遠江総合	総合	○			1	個
63	袋井	普通		○		1	個
64	袋井商業	商業	○			1	個
65	磐田南	普通		○		1	個
		理数		○		1	個
66	磐田北	普通		○		1	個
		福祉		○		1	個
67	磐田農業	農業	○			1	個
68	磐田西	普通		○		1	個
		商業		○		1	個
69	天竜	農業	○			1	個
		福祉	○			1	個
		総合	○			1	個
	春野校舎	普通	○			2	個、個
70	浜松北	普通		○		1	個
		国際		○		1	個
71	浜松西	普通		○		1	個
72	浜松南	普通		○		2	集、集
		理数		○		2	集、集
73	浜松湖東	普通		○		1	個
74	浜松湖南	普通		○		1	個
		英語		○		1	個
75	浜松江之島※	普通	○			1	個
		芸術	○		○	1	個
76	浜松東	普通	○			1	個
		商業	○			1	個
77	浜松大平台	総合	○			2	個、個
78	浜松工業	工業	○			1	個
79	浜松城北工業	工業	○			1	個
80	浜松商業	商業	○			1	個
81	浜名	普通		○		2	集、集
82	浜北西	普通		○		1	個
83	浜松湖北	普通	○			2	個、集
		農業	○			2	個、集
		工業	○			2	個、集
		商業	○			2	個、集
	佐久間分校	普通	○			2	個、集
84	新居	普通	○			1	個
85	湖西	普通	○			2	個、集
104	浜松市立	普通		○		2	個、集

※ 再募集においては、沼津西高校、清水南高校及び浜松江之島高校における芸術科並びに富士市立高校におけるスポーツ探究科を志願する場合は、実技検査を実施する。

(注) ・「個」は個人面接、「集」は集団面接を表す。

・集団面接は、志願者数等により、変更する場合がある。

(付属資料 7)

学年制による定時制の課程における選抜資料

会場 番号	学 校 名	学 科 名	一般選抜								再募集			
			作文	国語	社会	数学	理科	英語	面接		作文	小論文	面接	
									回数	方法			回数	方法
1	下田	普通		○					2	個、個	○		2	個、個
4	伊豆伊東	普通	○						2	個、集	○		2	個、集
16	小山	普通	○						2	個、個	○		2	個、個
21	沼津工業	工業		○		○			2	個、個	○		2	個、個
25	富士	普通		○		○			2	個、集	○		2	個、個
27	富士宮東	普通		○		○			2	個、集	○		2	個、個
31	清水東	普通	○						2	個、集	○		2	個、集
34	静岡	普通	○						2	個、個	○		2	個、個
40	科学技術	工業	○						2	個、集	○		2	個、集
54	榛原	普通		○		○			2	個、個	○		2	個、個
65	磐田南	普通	○						2	個、集	○		2	個、集
70	浜松北	普通	○						2	個、集	○		2	個、集
78	浜松工業	工業		○		○			2	個、個	○		2	個、個
81	浜名	普通	○						2	個、集	○		2	個、集
84	新居	普通	○						2	個、集	○		2	個、集

(注) 「個」は個人面接、「集」は集団面接を表す。

集団面接については、志願者数等により変更する場合がある。

(付属資料 8) 沼津市立沼津高等学校の通学区域に関する規則 (抜粋)

平成12年 7 月19日教育委員会規則第 5 号
最終改正 令和 4 年 8 月25日教委規則第 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沼津市立沼津高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第 2 条 高等学校の学区は、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、賀茂郡、田方郡及び駿東郡とする。

(就学の規制)

第 3 条 高等学校へ就学しようとする者（以下「志願者」という。）は、その保護者（親権者又は後見人をいい、志願者が成年に達している場合又は特別の理由がある場合は、保証人（成年に達し、独立の生計を営む者に限る。）をいう。以下同じ。）の住所が学区内にあるものでなければならない。

(入学者選抜の特例)

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、高等学校第 1 学年入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）において、一般選抜における学校裁量枠、保護者の住所変更その他の特別の理由により、学区外から就学することが相当と認められる志願者は、高等学校への入学を志願することができる。この場合において、当該志願者は、学区外からの高等学校入学志願許可願（別記様式）により在学又は出身の中学校の校長を経て、高等学校の校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による志願者のうち、一般選抜及び再募集により入学を許可する者の数は、定員（入学者選抜の募集定員から、沼津市立沼津高等学校中等部からの入学予定者数を減じた数をいう。）に100分の 5 を乗じて得た数を上限とする。

(補則)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則（令和 4 年 8 月25日教委規則第 9 号）

この規則は、公布の日から施行する。

学区外からの高等学校入学志願許可願

年 月 日

（宛先）沼津市立沼津高等学校長

卒業
立 中学校
卒業見込

志願者 氏名 印

保護者 住所

氏名 印

（志願者との続柄）

（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

次のとおり入学志願したいので、許可されるよう関係書類を添えてお願いします。

1 志願先高等学校 沼津市立沼津高等学校

2 理 由

願い出に相違ないことを証明します。

年 月 日

立 中学校長 氏名 印

願い出のとおり入学志願を許可します。

年 月 日

沼津市立沼津高等学校長 氏名 印

（注）本用紙は、志願者が2部作成し、中学校長を通じて高等学校長の許可を得る。

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域に関し必要な事項を定める。

(通学区域)

第2条 高等学校の通学区域は、浜松市及び湖西市とする。

(基準)

第3条 高等学校へ就学しようとする者（以下「志願者」という。）は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所が通学区域内にあるものとする。

(入学者選抜における特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、高等学校第1学年入学者選抜（以下「入学者選抜」という。）の場合においては、次に掲げるものとする。

(1) 一般選抜における学校裁量枠、特別選抜における海外帰国生徒選抜及び再募集の場合においては、志願者は、その保護者の住所が通学区域外であっても、その住所が静岡県内である者に限り志願することができる。

(2) 前号に掲げる場合のほか、志願者は、その保護者の住所が磐田市、袋井市及び森町（以下「磐田市等」という。）であっても、志願することができる。

2 志願者は、前項に規定するもののほか、入学者選抜において、保護者の住所変更その他教育委員会が相当と認める理由があるときは、志願することができる。

3 前項の規定による志願者は、通学区域外からの高等学校入学志願許可願（別記様式）に通学区域外から高等学校を志願することが正当であることを示す書類を添付し、在学又は出身の中学校の校長を経由して、高等学校長に提出しなければならない。

第5条 磐田市等の公立学校の全日制の課程のうち普通科へ転学しようとする者は、磐田市等の公立学校に受入れがない場合において、保護者の住所変更その他の教育委員会が相当と認める理由があるときは、高等学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、平成13年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、静岡県公立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（平成12年静岡県教育委員会規則第20号）による改正前の静岡県公立高等学校の通学区域に関する規則の例による。

附 則（平成13年11月30日浜松市教委規則第11号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年7月1日浜松市教委規則第13号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則は、平成15年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成17年6月30日浜松市教委規則第20号）

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

2 この規則は、平成18年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成18年8月31日浜松市教委規則第9号）

1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。

2 この規則は、平成19年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月31日浜松市教委規則第15号）

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。

2 この規則は、平成20年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月19日浜松市教委規則第2号）

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和2年11月10日浜松市教委規則第10号抄）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条及び次項の規定 公布の日

2 第4条の規定による改正後の浜松市立高等学校の通学区域に関する規則の規定は、令和3年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域について適用し、同日前に入学する者に係る通学区域については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月23日浜松市教委規則第5号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

年 月 日

(あて先)浜松市立高等学校長

卒業

立 中学校

卒業見込

志願者

(署名又は記名押印をしてください。)

保護者住所

保護者

(署名又は記名押印をしてください。)

志願者からみた続柄

通学区域外からの高等学校入学志願許可願

通学区域外から高等学校へ入学を志願したいので、次のとおり願ひ出ます。

理由

願ひ出に相違ないことを証明します。

年 月 日

立 中学校長 印

願ひ出のとおり通学区域外からの高等学校への入学志願を許可します。

年 月 日

浜松市立高等学校長 印

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の措置について

- 1 入学者選抜の検査日以前に、「南海トラフ地震臨時情報」が発表されている場合は、状況把握等の情報収集につとめる。また、県教育委員会の指示に従う。
- 2 検査当日、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、令和9年度静岡県立高等学校入学者選抜に関するすべての業務（以下「入学者選抜業務」という。）について、各高等学校の危機管理マニュアルに準じて対応する。
なお、入学者選抜業務を停止する場合は、県教育委員会に報告する。
- 3 入学者選抜業務を停止した場合の当該業務の再開については、県教育委員会の指示に従う。
- 4 面接、作文、小論文、実技検査及び学力検査等実施中に「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、受検者及び付添人の安全を確保するため、次に示すところに従い、各高等学校の危機管理マニュアルに準じて、具体的な対策を立てる。
 - (1) 教職員に対して、業務分担を明確にするとともに、当日の措置について、周知徹底を図る。
 - (2) 受検者に対する措置

ア 検査室において学力検査（作文等を含む。）を中止する場合の指示事項

指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（※）」が発表されました。
学力検査（作文等）は、直ちに中止します。問題用紙（作文問題）と解答用紙（作文用紙）を重ねて、机の上に置きなさい。
受検票と筆記用具を持ちなさい。
先生の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動しなさい。
（必要がある場合は、校内及び周辺の危険箇所図を配布する。）

（※）には、南海トラフ地震臨時情報の種別を示す。

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

(3) 付添人に対する措置

ア 控室における指示事項

指示事項

ただいま、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（※）」が発表されました。直ちに、学校職員の誘導に従って、学校の定める安全な場所に移動してください。

（※）には、南海トラフ地震臨時情報の種別を示す。

イ 上記ア以外の場合の指示事項は、校長が適宜定める。

(4) その他

ア 学力検査（作文等を含む。）を中止した場合の検査室における問題用紙等の取扱い
問題用紙等は、誘導の際は回収せず、検査室にそのままにしておく。

イ 平常時における準備及び連絡事項

(ア) 控室の準備

控室には、学校の定める安全な場所に至るまでの経路図等を掲示する。

(イ) 付添人への連絡

受検者が検査室に入場した後、控室において、付添人に次の連絡をする。

連絡事項

- 1 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（※）」が発表された場合は、面接、作文、実技検査及び学力検査等は、中止する場合があります。
- 2 受検者は、監督者等に誘導されて、ここに掲げる場所に向かいます。
（学校の定める安全な場所への経路図を図示する。）
- 3 校内及び周辺の危険箇所は、次図に示すとおりです。
（危険箇所を図示する。）
- 4 その他、学校の指示に従ってください。

（※）には、南海トラフ地震臨時情報の種別を示す。

ウ ここに示す以外のことについては、校長が適宜定める。

(付属資料 11)

入学者選抜に係る情報の提供及び開示

1 入学者選抜に係る情報の提供

入学者選抜に係る情報のうち、(1)に示す選抜資料については、(2)に示す手続によって受検者本人に提供する。

(1) 提供の対象となる入学者選抜に係る情報

ア 一般選抜

面接、学力検査及び学校独自選抜資料の結果

イ 海外帰国生徒選抜

面接及び学力検査の結果

ウ 外国人生徒選抜

面接、日本語基礎力検査及び実技検査の結果

エ 長期欠席生徒選抜

面接及び学力検査の結果

オ 連携型選抜

面接及び学力検査の結果

カ 県外生徒特色選抜

面接及び学力検査の結果

キ 再募集

作文、小論文及び面接の結果

(2) 請求等の手続

ア 請求期間

令和9年4月1日から4月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 請求先

受検した県立高等学校

ウ 請求方法

受検者本人が受検票又は合格通知書を提示するとともに、口頭により希望する選抜資料の結果を請求し、簡易な請求願に必要事項を記入する。

エ 提供方法

請求を受けた県立高等学校は、受検票又は合格通知書により受検者本人であることを確認の上、請求のあった情報を閲覧又は資料により提供する。

オ 時間

原則として午前9時から午後4時までの間で各高等学校が適切に定める。

2 入学者選抜に係る情報の開示

1に定めるもののほか、入学者選抜に係る情報の開示に関する事項については、静岡県情報公開条例、個人情報の保護に関する法律及び同施行条例に基づいて行う。

なお、市立高等学校の入学者選抜に係る情報の提供及び開示については、当該市の定めるところによる。

保護者の県内への転居を伴わずに学校裁量枠（「中学校における学習」を除く。）へ志願する場合

1 志願資格

志願者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 保護者とともに居住し、県外の自宅から通学できる者

(2) 県内に身元保証人（民法上の保証人とは異なる。）を定め、身元保証人が生活全般を日常的に支援できる者

ア 身元保証人については、志願者との同居を条件とするなど、学校の実情に応じ、各高等学校の校長が条件を別に定める。

イ 志願者は、下記2の「志願資格確認依頼書」（様式第20号）を提出する前に、志願しようとする高等学校の校長又は高校教育課に身元保証人の条件を問い合わせること。

2 志願資格の確認

志願者は、「志願資格確認依頼書」（様式第20号）を、中学校長等を経由して志願しようとする高等学校の校長に、令和8年10月30日（金）までに提出する。

志願資格の有無については、高等学校の校長が高校教育課と協議の上確認し、12月上旬に、中学校長等を経由して「志願資格確認証明書」（様式第20号）により通知する。

3 志願することができる学校・学科（科）

学校裁量枠を設定する全ての県立高等学校の学科（科）について、学校裁量枠の選抜段階の1つ（「中学校における学習」を除く。）にのみ志願することができる。

ただし、沼津、富士、静岡及び浜松の各市立高等学校については、各市立高等学校に直接問い合わせる。

4 選抜手順

高等学校長は、選抜の基本方針に基づき、次の(1)から(2)までの手順に従って審査し、合格者を順次決定する。

(1) 学校裁量枠

調査書、学力検査の結果、面接及び学校独自選抜資料の結果等を、各実施校が定めた選抜方法（付属資料3参照）により審査して、合格者を決定する。

(2) 共通枠

上記(1)によって合格者とならなかった受検者は、共通枠第3段階の対象者とし、共通枠第1段階及び第2段階の対象者とはしない。

共通枠第3段階では、調査書の記載事項、学力検査及び面接の結果等を総合的に審査し、合格者を決定する。

(3) 合格者数

上記(1)及び(2)の合格者数の合計は、学科（科）の募集定員及び志願した選抜段階の選抜割合の内数とし、原則若干名とする。ただし、募集定員の5%程度を上限とする。

5 その他

上記以外の事項については、「全日制の課程のⅠ一般選抜」の各項の規定による。

令和9年度
静岡県公立高等学校
入学者選抜実施要領

令和8年8月1日発行

編集・発行
静岡県教育委員会高校教育課
郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町9-6
電話番号 054-221-3114

照 会 先

1 県内の公立中学校の場合

- (1) 県内東部の公立中学校：静東教育事務所 地域支援課
(郵便番号 410-0055 沼津市高島本町 1 - 3
電話番号 055-920-2245)
- (2) 県内中部及び西部（静岡市及び浜松市を除く。）の公立中学校：
静西教育事務所 地域支援課
(郵便番号 436-0294 掛川市富部 456
電話番号 0537-29-5533)
- (3) 静岡市の公立中学校：静岡市教育委員会学校教育課
(郵便番号 424-8701 静岡市清水区旭町 6 - 8
電話番号 054-354-2521)
- (4) 浜松市の公立中学校：浜松市教育センター
(郵便番号 433-8104 浜松市中央区東三方町 143-4
電話番号 053-439-3140)

2 県内の国・県・私立中学校及び県外（海外を含む。）の中学校の場合 県教育委員会高校教育課指導第 1 班

(郵便番号 420-8601 静岡市葵区追手町 9 - 6 電話番号 054-221-3114)